明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

No. 5. May, 1909.
VOL. XXII.

監獄協會雜誌

明治四十二年五月二十日發行

第貳拾貳卷
第五號

監獄協會發行

第貳拾貳卷第五號目次

○論　說……（一頁）
○岡部司法大臣の訓示……
○小田監獄局長演說……
○講　演……（一三頁）
○未決勾留に關する立法問題……司法省參事官　豊島直通
○寄　書……（二三頁）
○監獄衞生雜感（其五）……今澤石崎貫樂
○忙中閑日月……
○統　計……（二七頁）
○明治四十二年三月末日現在在監人員表……
○明治四十二年三月末日現在々監人員監獄別表……
○明治四十二年三月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十二年三月末日現在受刑者刑名表……
○雜　錄……（三五頁）
○典獄會議の顚末……
○明年の萬國監獄會議……
○伯林の幼年犯罪者數……
○谷野參事官の誌片……
○本願寺の在監死者追弔會……
○宇都宮監獄栃木分監の落成……
○酒田分監開廳期……
○福岡縣の假出獄者取締細則取扱心得……
○谷田參事官の書柬……
○神居典獄の奇禍……
○監獄協會記事……（五二頁）
○監獄協會の總會……
○地方通信……（六四頁）
○甲府だより……竹　内　生
○熊本だより……熊本地方部
○叙任及辭令……

監獄協會雜誌第貳拾貳卷第五號

論　說

○岡部司法大臣の訓示

（典獄會議席上に於て）

其　一

新刑法及び監獄法は實施後日尙は淺しと雖も新法令の精神及び其の目的の存する所は既に前大臣の訓示せる所あり各位は該訓示の旨趣を領し刑の執行遺漏なきを期し以て其の效果を收むることに盡瘁せらるゝ所なり長職司直の府に當り特に監獄の改良を企圖す依て聊か所見を開示せんとす夫れ獄治の要は遵律と推誠とに在り凡そ司獄の職に在る者は常に言行を愼むと共に氣品を高尙にし忠實熱誠範を在監者に示し之をして改悛反省せしめ善化の實を擧げざる可からず典獄たるもの常に部下を戒飭し職務の勵行に努む可きは固より論を待たず部下執務の實況を精査し嚴以て怠慢を懲し寬恕以て勞苦を慰し一致中正能く調和するを努めざる可からず然り而して行刑の要務は獨り監獄內の現象のみに依據し以て獄務の肯綮を得たるものと爲す可からず土地の風俗人情、都鄙の生計程度を參酌し罪囚刑餘の處世狀態を豫測し且つ惡少年の感化出獄人の保護等の機關と連絡し關係官衙と協商し其の他廣く材料を蒐集し以て勸懲に資することを要す就中裁判の宣告は刑の執行を待て始めて其の效果を收む可きものなれば特に裁判所と近接し司獄官に於ても科刑に注意し時に或は量刑の本旨を裁判官に質し或は裁判事務に參考材料を供するの誠意なかる可からず之を要するに監獄は種々の階級に屬する囚人を收容す

るを以て處遇上其の感應變化一々適切にして其の宜しきを得んことは誠に至難の事に屬すと雖も各位鋭意熱心を以て勵を勉められんことを望む

其二（司法官會議席上に於て）

司法官は憲法の條規に基き司法の大權を執行するものなれば權勢に屈せず世論を顧みず其行動は法令に準據す可き事論を待たずと雖法令は人生處世の必要に出で瞬時も社會と分離す可からざるものなれば之れを事實に應用して適當なる裁判を爲すには社會に於ける諸般の狀態、複雜なる關係とを洞察せざる可からず宜く適當なる程度に於て社交を努め知見を其間に擴む可し蓋し交通は之れを濫りにす可らずと雖居常公私の區別を明かにし以て廣く世人に接するは當に其害を見ざるのみならず職務上實に必要の事とす

監督官の職責に關し特に一言せんとす凡そ監督は事の良否を考察するを以て主眼とす而して事の良否は其形式に存せずして其實質に存す單に法文に重きを置き其精神に著眼せざるが如き形に拘り實を察せざるものにして監督の任を盡したるものと言ふ事を得ず蓋し部下成績の良否は各位の監督宜しきを得ると否とに在り且つ監督の職責は指導の任務と離る可からざるものなり監督の實績を擧げんと欲せば指導の宜しきを得る事に留意せざる可らず部下を指導するは自ら模範を示すに若くは無し各位宜く勵精事に當り違算無きを期せらる可し裁判所と監獄とは常に離る可からざるものなるを以て司法官たるもの常に裁判の結果獄務上に及ぼす影響如何其裁量したる刑罰は犯人並に社會に對し恰當の效果を及ぼしたるや否やに留意し親く監獄に就き行爲の狀態を知悉し倘進んで監獄の作業給養等其內部の事業をも知了す可し各位は法制上監獄巡視の職權を有すと同時に之を等閑に附す可からざるの責務をも負ふものと言ふ可し其之を行ふに當りては趣味と熱誠とを以て之を監し以て囚徒をして改悛遷善の好果を收めしむる事を期せらる可し又感化事業は犯罪の發生を防止する必要の施設にして內務省は曩に

其當事者を召集し講習會を開きたるが各位も亦懷抱せる識見を披陳し以て當事者を援助せらるゝは誠に必要の事なりとす又出獄人保護事業の如きも亦犯罪防遏の目的に出るものなるを以て其事業の發展に對し相當の援護を與へらる可し

司法部の各官衙と爲政の關係を有するは論を待たずと雖も其常に密接の關係あるものは內務所管とす內務民政は司法の嚴正に依て克く圓滑なる治績を擧げ司法機關は內務民政の成化に依て克く完全なる效果を收む殊に警察事務の如きは司法警察に屬するもの其範圍狹少ならず故に各位は地方當局と常に互に意思疏通を圖ること執務上甚だ緊要とす本大臣は各位の特に注意あらんことを切望す

司法部多年の懸案たりし增俸の議も本年遂に其幾分の解決を告げ司法官の待遇上多少の改良を加ふるを得たるは本大臣が各位と共に慶賀する所なり然れども亦之が爲め自分司法官の責任一層の重を加へたるは大に注意せざるべからざることと信ず蓋し輓近國運の進步に伴ひ一般官吏の待遇を改善するの必要あることは何人も之れを疑はず而かも現下の財政は容易に之れが實行を許さゞる事情あり此秋に當り廟議特に司法官增俸の議を決し帝國議會も亦之れに協賛を與ふるに吝ならざりし所以のものは其故何ぞや惟ふに司直其人を得ざれば生命財產の保護全からず生命財產安固ならざれば誰か其堵に安し業を勵み產を治めんや則ち司法官の撰良は健全なる司法權の保護に依り產業の隆興國力の發展を助長する所以なりと言はざる可らず今此財政整理の時機に於て官民心を同うし司法官增俸の斷行を促したるの主因全く此に存す故に此際司法官たる者一層其職務に勵精し其裁判は情理に通し其執務は懇切を極め淸廉剛直其品位を高尙にし滔々たる世俗の外に超然卓立して司法權の威信を保持するを要す此の如くして世人の司法權に依賴するの念愈々深く司法官に對する同情益々厚きを加へ始めて其增俸の本旨に背かずと謂ふ可きなり

裁判所書記の職務は直に裁判事務の進行及訴訟人の便否に影響し殊に登記其他の非訟事件に於て最も

重要の關係を有するものなり待遇は甚だ非薄なるを認む故に當局將來の計畫ありと雖も未た實行の運びに至らざるを以て此際現在の狀態に於て及ぶ限り補給の途を講ぜんとす各位亦此意を領し監督奬勵遺憾なきを期せらるべし

新法典に關しては前任大官の訓示業に已に諭盡なし各位も亦能く服膺せらるゝ事と信ず今や其實施初期に際せるを以て特に此に言及す望らくは新法の神髓を闡明し社會の風紀安寧を確保し國力發展の根原に資し以て圓滿なる司法の本分を盡さんことを

○小山監獄局長演說　（典獄會同席上に於て）

典獄諸君、茲に再び諸君に接しまして所懷を陳述するの機會を得ましたのは溫の光榮とするところでございます。

刑法並に監獄法は新たに施行せられまして其實行の日が猶ほ淺いのでございまして其效果如何と云ふことはまだ分つたと云ふことは出來ますまい、併ながら此施行の日猶ほ淺きにも拘らず、諸君が新法の趣旨を體せられまして、鋭意熱心其效果を收むるに力められて居ると云ふことは本官の滿足いたすところでございます、併ながら本官の諸君に對して希望するところは尙ほ多々あるのでございます、餘り多ふございますからして極く簡單に之を述べます尙ほ細密なことは今朝御配付を致してございますせう、注意事項として印刷を致してあります、殊に私は咽喉を痛めて居りますからして御聽き苦しいでございませうが暫く御淸聽を煩します。

刑罰執行の目的の一が囚人を感化するにあると云ふことは疑の無いところでございまして、之に對して反對をするのではない、併ながら所謂感化主義なるもの、侵潤するところが餘り甚だしくはないか

といふ感じを本官は有して居るのである、受刑者をして過を改めて善に遷らしむると云ふことが目的の一であるが、只それのみが刑罰執行の目的ではないのである、學者の所謂特別豫防の外に一般豫防的の效力と云ふものは大なるものである、語を換へて言へば累犯を絕滅するといふことが刑罰執行の目的の全體ではないのである、初犯をも絕滅に歸せしめねばならぬのである、累犯絕滅即ち一度監獄の門を潛つた者は善人にすると云ふのは非社會性を有つて居る者は兎も角も一度監獄の門を潛らねばならぬと云ふことゝ同じことになる、刑罰の目的はさうではないと信ずるのである、刑は無刑を期すると云ふのは古來よりの言葉であつて間違の無い言葉であると信ずる、それでありますから感化主義結構でございますが、諸君は諸君の監獄に拘禁せられるところの人間のみを目的として居られては眼界が狹きに失するのである、常に世上一般の刑罰執行に關する觀念如何を考慮せねばならぬ、或は或る一人を感化する爲には極めて大事にしてやる、極めて可愛がつてやると云ふことで目的を達するかも知れませぬ、併ながらさう云ふ刑罰の執行をして世上一般の人が何と考へる、刑罰は犯罪行爲に對する制裁でなくして國家の費用を以て可愛がつて貰ふと云ふ動機を作るものであると云ふことになりはしないか、それでありますから繰返して申しますが、感化と云ふものに反對するのではない罪因に對しては改過遷善せしむることを務むるのは勿論であるが併ながら尙ほ常に世上一般のことを忘れてはならぬ、刑罰の執行は其人に對して行ふのみでない、一人に刑罰を行ふのは國民全體に對して行ふのであると云ふことを忘却せられざることを希望いたします。

次に裁判所と監獄、此管轄を申しますれば共に司法省所管である、其職責を申しますれば共に刑事政策を遂行する機關である、此二つの者が互に相扶け互に親密にして初めて刑事政策を全うすることが出來るのである、それでありますから裁判官檢察官司獄官と云ふ者は常に親密にせねばならぬ、裁判所檢事局の側から申しますれば判事檢事は監獄法に依て與へられたる職權を利用して常に監獄を巡視

しなければならぬ、監獄巡視と云ふのは單に表面を見て歩くと云ふことに止らずして深く觀察をすることを要する、此事は既に司法大臣より司法官の會同席に於て訓示せられたところである、されであ りますからして典獄諸君は此判事檢事の巡視と云ふことを歡び迎ひられて成るべく便宜を與へられなければならぬ、司獄官の側に於ても判決の如何裁判の如何といふことに注意がなければならぬと思ふ殊に刑罰の執行に付ては訴訟記錄の閲讀が必要であると信ずる、加之亦裁判官檢察官に就て受刑者の其個人性を問ひ糺すといふことも必要であらうと信ずる、中々犯罪人が多うございまして一々にすると云ふことは或は困難かも知れませぬが、之に向ふて努められんことを希望するのである、斯の如く裁判官檢察官司獄官と云ふ者は親密に兩々相扶けて刑事政策の十分に行はれることを努めねばならぬ、然るに時に或は懇談をすれば譯もなく圓滑に運ぶべき事柄をむづかしき書面を遣り取して及照會候也御照會に難應候也と云ふやうなことをやつて居ると云ふことは實に氣の知れぬ話である、多くはあります まいが時に尚ほさう云ふ事柄を見ると云ふのは最も遺憾とするところである、常に交際を親密にして居りますればそれ等の事柄が圓滑に行はれぬと云ふことはない、些々たる事柄が多いのである、であるから常に刑事政策の遂行の爲として交際を親密にして事の圓滑に運ぶやうに希望するのである、平素の交際が親密でございませぬと時に或は刑の過重ならざるやと云ふことを裁判官檢察官に對して申しますするのが妙に聞へると云ふやうなことも出て參る、それであるから平素密接すると云ふことが必要である。

序でに申して置きますが、さう云ふことは無いと信じて居るのでありますが、噂を聞く處に依りますと判決確定の後に司獄官が新聞記者等に對して判決の惡口を言つた、惡口といふ言葉が惡いか知れませぬが、あの判決は丸で間違つて居る、無罪を有罪として居る、有罪を無罪として居るといふことを新聞記者などに對して語る者があると云ふ噂を聞くのである、さう云ふことは決して無いとは信ずる、

が、若し有れば其事は裁判官檢察官に對して言はるべき事柄であつて新聞記者に語るべき事柄ではない、外部に向つて吹聽せらるべき事柄ではない、それ等の點は能く〳〵御注意にならんことを望むのである、併し其事實なきことを信じて疑はない。

次に司獄官は紀律を破つた人間を相手にして紀律を遵奉する人間にすると云ふ職務を有して居る、隨つて自分自身は法律を確守すると云ふことは勿論の話である、即ち法規は厲行せられねばならぬと云ふことは勿論の話である、理窟上それは一點の疑を容れない、併ながら之を事實に徹しまするとは法律の規定は煩雜である、法律の命ずる所に從ふよりは斯うした方が便宜である、其方が簡單にして利益あると云ふので法規が完全に守れないと云ふ事例は無いとは申されない、併し法規は遵守せられねばならぬのである、便宜と云ふことは極めて面白い言葉であるけれども弊の伏在するところである、でありますから事實多少御不便のこともあることもございませうが、併し法規ある以上は法規に從つて執務せられんことを望むのである、之も無論法規はどうでも宜いとどなたも御考へになることはなからうと思ひますが、併ながら是は小さいから斯うでも宜い、あれは小さいからあゝでも宜いと云ふことはどうも無いとは思はれない、で常に法規の厲行せられんことを望むのである。

司獄官は囚人の模範となつて囚人を身に依つて感化するの覺悟が無ければならぬ、ところが今日生計の度が進みました結果よりして監獄官吏殊に下級の官吏の人を得ると云ふことが甚だ困難になつて參つた、隨つて時に受刑者被告人と交通をして或は物を貰ふて被告人の親屬との交通を助けると云ふやうな事例があるのは甚だ遺憾の至りである題はれるのは僅かと致しましても既に顯れたるのが有る以上は又隱れたるのも有ると思はなければならぬ、諸君は此監獄官吏の氣品を高め智識德性を養ふと云ふことに多大の力を費されんことを望まざるを得ない、又監督も嚴重にせられんことを望まざるを得ないのである、典獄の分監の巡視監房工場の巡視と云ふことも監督の方法の一である、頻繁に精密に

事務の取扱方又受刑者被告人の處遇を視察して官吏を監督せられんことを要する、是も申す迄もないことゝ思ふのでございますけれども本官其他事務官が監獄を巡閲するに方りまして情願者の多くは典獄は工場に見へたことはない、監房に見へたことはない、甚だしきに至つては二課長すらも來たことはないと云ひ、又司法大臣に對して直接の情願にも矢張りさう云ふやうなことを記載してあるものが多いのである、大監獄に至りましては毎日一回監房工場を巡視すると云ふことは或は不可能のことでございませう、併ながら一箇月二箇月に至つて一遍も行かれぬと云ふやうなことは無い筈である、それでありますから監房工場巡視は小監獄に於ては毎日、大監獄に於ても二日若くは三日に一度位は必ずなされるやうに努められんことを望むのである、分監も頻繁に巡視せられまして監獄事務を精細に視察されんことを望むのである、又一般の事務の整理の爲に典獄は檢閲をなさねばならぬ、檢閲簿を設けて置かねばならぬと云ふことは明治三十六年及び明治三十八年の兩度に指示せられて居るところである、此事務の檢閲と云ふことも亦監獄官吏を監督する一の方法である、ところが是は本官の見るところに依りますと實行されて居らぬところの方が多いのである、と云ふよりは寧ろ實行せられて居るところが無いのである、少なくも近き時に於ては無いのである、三十八年指示せられた當時はあつても其後はない、又檢閲は行はれるか知れませぬが、檢閲簿の記入は無いのが多いのである、そこで希望するところは今後檢閲を嚴密にせられて其結果を檢閲簿に記入せられんことである、典獄の檢閲あることを部下が知つて居りますれば常に事務の取扱に於て注意をすると云ふ利益があるのである、又萬一間違があつたならば檢閲の際に更正をすると云ふ便利もあるのであるから必ず厲行せられんことを望むのである。

新刑法に於ては刑の量定範圍を擴張したるが爲め長刑期の言渡を受ける者が少なくないのである、殊に舊刑法時代に重罪に處せられる者が比較的惡徒ではないのである、殺人とか放火とか云ふやうな種

類が多いのであつたのが新刑法に於て長期にされる者は非社會性の最も甚だしき者が多くある、博徒である掏摸であると云ふやうな者も長刑期に處せられることに相成つたのである、ところでそれ等の在監人は殊に過渡の際に於て屋外で四圍五十錢を掏摸つた、二箇月十五日で濟むと居るのが十五年やられる、裁判官は亂暴なことをする、どうかしてやらなければならぬと云ふやうな風で不平の念慮を懷く者が多くなると云ふことは免るべからざる趨勢であらうと信ずるのである、殊に比較的長刑期の多い爲に在監人數が當分は殖えて參る、それでありますから逃走の念慮を懷く者が多し逃走の機會を與へることも少なくない、斯う云ふことになるのでありますが、諸君は深く此點に御注意がありまして戒護を嚴肅にして決して逃走をさせないと云ふ覺悟がなくてはならぬと信ずるのである。

次に言ふも甚だ忌はしきことでございますが、近來物品の整理其宜しきを得ざるが爲め失態を生じた監獄がある、金錢の取扱と云ふことにも注意しなければならぬことは勿論でありますが、併し金錢の方は比較的注意が屆いても物品の取扱と云ふことに付て或は注意が缺ける傾向がありはしないかと思ふ、此點に付ても深く注意せられんことを望む、或は物品會計官吏から物品擔當者に物品を交付いたしますのに常に多量の物品を交付する、甚だしきに至つては物品全體を交付する、取も直さず物品會計官吏は帳簿に付けるだけである、入と同時に出に付けるのであると云ふ取扱も全く無いとは言はれない、斯の如き取扱は實に無責任であると言はなければならぬ、物品は常に必要に應じて物品擔當者に交付せらるゝやうに致したい、必要以外に交付せらるゝよりして間違が生ずるのである。

次に監獄の醫務と云ふことも刑罰の執行と全然別異なるものではないので、監獄醫の行動、監獄醫の四人に接する態度と云ふものが忽ちに在監人の心情に影響を及ぼすのである、それであるから典獄諸君も醫務は監獄醫の掌るところであると云つて少しも注意を拂はないと云ふことはございますまいが十分注意を拂はねばならぬのである、是は事實ではありますまいが在監人の情願に監獄醫の不親切と

云ふことを訴へるものが多いのである、多數の在監人に接するのでありますから監獄醫は繁忙であつて或は親切に診察治療するに手が届かぬかも知れませぬが、併し親切と云ふことは心にあることであります從つて繁忙であつても親切に出來ないと云ふこともないであらうと思ふ、此點も十分監督されまして行届くやうにしたい、不親切の點に付てのみ申しましたが或は反對の事實があるかも知れぬ、それは病人でない者を病人にする、病人である者を不親切に酷く取扱ふと云ふことがあれば一面に病人でない者を病人として藥を與へると云ふことも出て參る、さう云ふことは詰り職務の熱誠を缺くと云ふことから生ずる、十分御監督を望むのである。

監獄教誨と云ふものは在監人品性陶冶の要務である、監獄教誨に依つて十分在監人を矯正する、改過遷善の實效を擧げると云ふ注意あることは勿論のことである、實效を擧げると云ふ注意がなければならぬと申すと、效の無いことをする積りはありますまいけれども徒に聖者哲人の金言を擧げて高尚なる倫理深遠なる哲理を談ずること、それ自身は宜しいでございませう、併し實效如何は疑はしいことである、例を擧げるのも百年にして一人千年にして一人出るか出ないかと云ふやうな所謂偉人傑士を擧げる、それも宜しいでございませう、併ながらそれで實效を收め得られませうか、在監人をして直ちに聖人君子たらしむるは大に宜しいが、さうなりませうか、甚だ疑はしい、在監人の多くは物の分らぬ人間である、餘り耳遠き事柄を以て強いると云ふが如きは宜しきを得たものでなからうと思ふ、殊に二三聽聞いたして見ますのに其言語が其談ずる倫理哲理と同樣に高尚である、無教育の人間に對してはどうも分りさうもないやうな言語を使用される場合も無いとは言はれない、こゝを能く御考へを願ひたいと思ふ、在監する人間の如何に依つてそれ等の點には大に斟酌を要すると信ずるのである、而も監獄教誨は教誨師がするのであるからと云つて監督長官たるところの典獄諸君が打捨てゝ置かるゝが如きは勿論其當を得たものでないのである、此點にも精細なる注意あらんことを望む。

それから事が變りまして指紋に付ては本年度に其基礎を作る、基礎が出來なければ實效を收めることは出來ませぬから本年度に一應集めて分類を終つて其實效を收めるやうに致したい、即ち問合に對して應答することの出來るやうに致したい、各監獄から送附せられたるところの指紋原紙を見ますと印象の不明なるものも隨分ございまするし記事の不十分なるものもある、印象不明に至りましては若し其罪人が既に出獄いたして居りますと取返しの出來ないことで、記事不明の如きは後に補ふことが出來ると致しましても煩雜なる手數を要する、それでございますから尙ほ一層注意されまして是等のことの無いやうに致したい。

免囚保護事業は刑事政策上缺くべからざることである、私の常に申上げる、刑事政策の三兄弟、感化、監獄、免囚保護、其一を缺いてでは刑事政策は跛である、それでありますから諸君は益〻此事業を發展するに力を盡されんことを望むのである、此點に對して昨年御會同の席上に於て本官の述べたところが我は誤解を惹起しはしなかつたかと云ふ處がある、其節にも繰返して申して置いた積りでございますが、出獄人保護の事業を盛んにするの基を作るは諸君を措いて他に無いのである、十分力を盡さなければならぬけれども、其事業自體を管理するのは他人にやらして貰ひたい、斯う云ふことを申したのである、關係するのが惡いの奬勵するのが惡いのとは無論申さぬのである、が世間の人何人も出獄人の保護事業は必要であることを感せしむるやうに力を盡されたいと思ふのである、其希望を尙ほ重ねて申述べるのであります、世の多くの保護事業を見ますと出獄人保護事業と申しますと監獄のやうな出獄人を收容する場所を拵へて其處に收容して飮食物を與へ作業を授けるものであると云ふ考へがありはせぬか、若しあれば間違つた考へであると思ふ、出獄人保護事業は決して監獄の延長を作る意味ではない、監獄の延長を避ける爲に司獄官諸君が表面に立つて免囚保護事業を管理されることを望まないと云ふことを申したのである、然るに出獄して又一の緩るい監獄に這入る、紀律の嚴

遣ならざる監獄に這入ると云ふが如きは忌はしきことであつて望むべき事柄ではない、と申すと又收容するところは要らないのだと思はれては大變に困るのである、さう云ふ意味で言ふのではない、收容するところは單に監獄より世間に出すところの連鎖に止るの用意がなければならぬと思ふ、收容所に七年居つて二千圓の金が出來てまだ出て行かないと云ふやうなことは大間違である、それよりは寧ろ收容所は假りでも宜しい、職業を授けて世間の人が之を使用することの出來るやうに力を盡して早く適當なる業務に就かしむると云ふことが必要であると信ずるのである、それでありますから諸君が免囚保護事業を監督されるには十分適切に此事業の行はれるやうに指導せられんことを望むのである。

次に懲罰である新監獄法に於きましては懲罰の種類が增加に相成つて居る、ところが實行せられるところを見ますと依然として舊來の監獄則の科罰主義を襲踏して居られるのではなからうか、懲罰の中には減食が多い、殊に三分の一迄の減食が多いではございませんまいか、作業賞與金の減削の如きは減多に行はれない、其例が殆ど無いではありますまいが懲罰の種類が變つたのでございますから此點も注意して戴きたいし、又懲罰を科するに付ては十分審理を盡されまして懲罰に長服すると云ふやうになりたいのであります、懲罰に反對の賞遇に付ても亦同じことが言へる、十分審査して賞遇の濫りにならぬことを避けねばならぬ、表面を飾る者即ち猫を冠る者が比較的多く賞遇を受けると云ふやうなことがありましては由々しき大事である、十分此點に注意ありたいと思ふ。

次に假出獄である、假出獄の申請を爲されるには無論犯罪の情狀と刑の量定と云ふことも考慮せられますするに相違ございませぬが、短少なる期間に改悛の事實を認めると云ふことは不可能ではありますまいか、極めて困難なことであると言はなければならぬ、それでございますから刑期が二年にも足らざるものに在つては假出獄の申請をせられるには十分其行狀を觀察されまして改悛の狀が顯著であるに、間違ないと云ふ場合に限つて申請をせられるやうに致したい、少しでも疑はしい點があると云ふ者に對しては容易に假出獄の申請を爲さざると云ふことの無いやうにありたい、どうもちと何であるが先づ言つて見やうと云ふやうなことは御避けになりたい、本官の申述べますことは之に止めます。

講演

○未決勾留に關する立法問題

司法省參事官　豊島直通君

今日何か話をせよと云ふことを眞木君からお話がございましたが、ところが丁度公務多忙の爲め十分取調を盡して御話をすることが出來ませぬのは甚だ遺憾な次第でございます、別に深く考へましたことを申上げることは出來ませぬが、先づ未決勾留に關しまする近來の立法問題に付て少しくお話をして置かうと存じます。從來未決勾留の問題に關しまする非難といふものは三つの點に於て存ずるものであると存じます、其第一は輕微なる事件に於て余り必要を見ないのは勾留をすると云ふ非難、第二は勾留をした後に之を尙は繼續する必要の無いのに繼續をして行くといふところの非難である。それから第三の非難と致しましては勾留されたるところの被告人の保護といふことの規定が訴訟法の中に缺けて居る、故に被告人を保護すると云ふ規定を設けなければならぬと云ふ主張なんであります、近來是等の三つの點に付きましてどう訴訟法の規定を設けて宜いかと云ふことを皆それ〳〵研究して居るやうに考へられますそこで先づ第一に如何なる事件に勾留をどう云ふ制限をして許して宜いかと云ふことを考へて見ると私は自由刑に當るべきところの事件であつても輕微なるものに付ては之に制限

することが出來ると考へる、之に反しまして罰金刑に當るものでありましても重大なる事件に於きましては勾留をする必要があると存じます是等の點に付きまして重なる國の法制を見ると先づ換地利に於きましては輕微な犯罪に付て勾留を制限すると云ふ規定はございませぬ、却て重い犯罪事件に付ては勾留を必ずしなければならぬと云ふ規定になつて居ります、即ち死刑又は十年以下の禁錮に付ては必ず勾留をしなければならぬと云ふ規定になつて居ります。次に佛國治罪法に於きましては是は日本の現行の刑事訴訟法と余り大差はないので被告人を訊問した後に禁錮以上の刑に該る時は勾留狀又は牧監狀を發することが出來ると云ふ規定になつて居ります、實際では比較的形式が簡便になつて居りまするところの牧監狀の方を發すると云ふ話であります。それから罰金に當る事件に付ては勾留狀は發しまするが勾留狀を發すると云ふことは出來ない、此點も實際に於ては拘留狀も佛蘭西では罰金に當る事件には發して居らないと云ふ話である。それから英吉利でございまするが英利吉では之も輕微なる事件に付て勾留と云ふものを制限する規定が無いのでございます、英吉利の刑事の事件に對する勾留と云ふものは非常に夥しい數でありまして千九百六年の刑事統計に依りますと警察官が治安判事及び裁判所に送致致しました人數は總計七十六萬人あつて其中三十六萬人と云ふものは引致勾留せられたるものである、他の國に比して余程勾留の數が多いと存じます。それから永に獨逸の現行法では之は輕微ある罪に付ては勾留の制限と云ふものを法律の上で認めて居ります、單に此違警罪勾留又は罰金のみに當りまするところの事件に付きましては罪狀湮滅を理由として勾留することを許さない、それから又此種の事件に付きましては例外としまして身許の不確なる者に限つて逃走を原由とするところの勾留を許すことになつて居ります、此獨逸の制限といふものは實際には余り效驗がないと云ふ話である、兎に角勾留のみに當るとか又は罰金のみに當る事件だけでありますから左程非常な制限と云ふものではないやうである、そこで昨年九月公けになりました、獨逸の刑事訴訟法の改正草案は又一

層輕微なる罪に關する制限と云ふものを擴張して居るやうである、それは三月以下の懲役又は三千マルク」以下の罰金に當る事件と云ふものは逃走の虞がある場合でなければ勾留をすることは出來ないと云ふことになつて居る、それから又一ヶ月以下の懲役又は違警罪の勾留又は三千「マルク」以下の罰金を言渡に過ぎざる見込のある事件、是も逃走の虞がある場合でなければ勾留をすることは出來ないと云ふことになつて居ります、此制限の例外としては更に浮浪者、乞食、無職業者で他人の救護を要する者、密賣淫、勞働嫌忌者失業後官の定めたる期間內に他に職業を求めない者、是等の者は「此の輕微なる事件を犯した時と雖も未決勾留が出來ると云ふことになつて居ります、其例外を設けられて居る所以といふものは獨逸の刑法の規定に依りまして是等の浮浪者などは勾留の刑の執行を受けたる後に地方警察官署に引渡されまして警察官署が二ヶ年以內勞働場に入れることが出來る、それから又公共の勞働にも使役することが出來ると云ふ規定になつて居ります、其爲に勾留して置かなければ勞働場に入れると云ふ處置も出來ないやうになりますから例外になつて居る次第であります、是等の犯罪者と云ふ者は刑罰よりも寧ろ勞働場に入れると云ふ處分の方が却つて主になる位でありまして、短い勾留などでは迚も十分なる矯正をすることは出來ない。日本では斯う云ふ制度がまだ無いのでございますから是等も十分考へて將來設けるやうにしたいと存じます。それから獨逸の草案に於きまして只今申す如くに言渡す刑と云ふものを標準としまして勾留と云ふものを制限したのは矢張り此獨逸の現行法の制限と云ふものが余り實際に役に立たないと云ふところに存するから起つて居る次第なのでございます。それから又獨逸の現行法では如何なる事件でも罰金に當る罪は總て逃走の虞あるものであれば勾留をすると云ふことは出來ない、且つ身許不確な者でなければ勾留をすることは出來ないと云ふことになつて居ります。ところが草案では重い罰金に當る罪即ち三千「マルク」以上の罰金に當る罪に付ては制限を取つて普通の條件で勾留が出來ると云ふことに改めて居る、是は矢張り重い罪になると被

告人は證人又其犯人に對して形響を及ぼすことがあつて事實の發見に困難な結果を生ずる、故に證據湮滅の原由を以て勾留をすることが出來ると云ふ譯になつて居ります。

私は矢張り此勾留の制限と云ふものを自由刑に於てすることは法律の上で必要だらうと思ふ、實際の手心にのみ之を委すといふことになると矢張り今日の實際の狀態と左程變りがない。苟も禁錮以上の刑に當る者は何でも訴へさへあれば勾留をすると云ふやうな有樣を生ずるだらうと思ひます。それから罰金に該る罪に付きましては獨逸のやうに金額で制限するが否かと云ふことは余程研究を要する問題である。先づ一般に罰金に付ては矢張り逃走の虞あるの場合のみならず證憑湮滅の虞ある場合に於ても勾留を許すことにしなければなるまいと思ひます。逃走の虞あるに依つて勾留をすると云ふことは之は一般に認められて居ることである。今日の如く交通機關の發達して居ります世の中では罰金に該りまする場合でも其被告人が妻子財產を擧けて之を携帶して他へ移轉して仕舞ふとか又は外國へ遁れるとか容易に出來るのです、さう云ふ場合に勾留して置くと云ふことが出來なかつたならば司法の目的と云ふものは完全に達することが出來ませぬ次第であります、それから又此證憑湮滅の虞と云ふことも重い罰金を加へられる場合には無論ございまするやうな次第です。或は今日の學說に於て勾留の原因と云ふものは逃走の虞だけに限つて證憑湮滅の虞の原因はなくなして仕舞つた方が宜いのであると云ふやうに主張する學說もあります。それは萬國刑法學會で千九百五年でありますが獨逸の刑事訴訟法する學者の議論に多いやうである。曾て此萬國刑法學會などの方に屬して居りまする改正委員會の決議が公表された時にそれに對して意見を定めるが爲め刑法學會の獨逸の會員達が委員を設けて調査したことがある、其調査をした主任とも言ふべき人は地方裁判部長のアシュロットといふ人であつた、此人の議論などを見ますると只今申すやうに主張して居るのです、其理由としましては證憑の湮滅は被告人を拘留しただけでは目的を達しない被告人の親族友人等が矢張り影響を及ぼすと云ふことは往々あることであるがらそれはどうしても勾留では防止されない。それから又被告人は證憑湮滅のために拘留せられる恐れが法律の上で分ると云ふことになつて來ると自分の唯一の利益を供述して呉れるところの證人に對して問合を發して其實見した事實を確めてそれに基いて自分の利益を裁判所に主張するといふことが出來なくなる、問合せでも發しやうならば直ぐに證憑湮滅の虞があると云ふので勾留をされて仕舞ふさう云ふ結果になるからして終に被告人が無暗に豫審や公判に至つて證人の呼出しを請求する、其證人を呼出して調べて見たところが何も關係が無いと云ふやうな證人であることが多い、それと云ふのは全く被告人に證憑湮滅と云ふことを理由として勾留されると云ふ恐れがあつてそれが爲に十分なる辨護權を行ふことが出來ぬ結果であると云ふやうに主張して居ります。此人の考へでは寧ろ證憑湮滅を恐れるならば刑法の改正を企つて僞證罪だけで足りないならばもう一層細かき犯罪事實の發見を困難ならしめる犯罪に關する規定を設ければそれで防ぎが付くのである、却て其方が利目が多いと云ふやうに言つて居ります。それから又此人のみでなく本年一月の三日から五日迄の間に萬國刑事學會の獨逸の會員は獨逸の新刑事訴訟法草案に對するところの意見を定めるが爲に伯林に於て臨時會を開いて居る、其會に於てハイデルブルピの大學教授のリリエンタールが詳細なる報告をして居ります、其報告の中に矢張り被告人の側に付ては成るべくだけ勾留と云ふものを制限しなければいかぬ、殊に證憑湮滅を理由とするところの勾留は制限することを要すると報告をして居る、さうして此臨時會の終りに於ける決議もさう云ふ傾を以て決議されて居るやうに見受けるのであります。で萬國刑法學會では證憑湮滅の理由で勾留するとは制限しやうと云ふ考を持つて居る、如何にもそれは被告人の辯護權を自由に行はしむると云ふことには必要であると思ひまするが此學說のやうに之を制限すると云ふことは余程困難なる實際の有樣なんでございます。證憑湮滅と云つ

ても證人又は其犯などか口を合すといふ計りでなく物品を隱して仕舞ふと云ふやうなことが一番恐ろしいのであります。例へば軍事上の秘密を漏したやうな罪に於きまして何か證據物件を犯人が持つて居る、それを勾留しないと隱して仕舞ふ又外國人の手に渡して仕舞ふといふやうな時にどうしても之を勾留して一方に家宅捜索をして證據物品を押へる必要があります、又强竊盜などの事件に於きましても人の氣の付かない物品が無くなつたと云ふ事實があるとすると其物品を犯人が分るまいと思つて自分の手に持つて居る其時に證憑湮滅で勾留が出來ないと云ふことになるとチヨッと其事が風說にても上つて犯人の耳に這入らうものなら其大事の證憑を失つて仕舞ふのである、其爲に其人が犯人である、それから又此罰金刑に該る事件に付てと云ふことが分らぬといふやうなことも生ずるのであります、それから又此罰金刑に該る事件に付て稅法違反とか專賣法違犯と云ふ大きな犯罪事件になると犯人の手控帳と云ふやうなものを押へなければ證憑を得ると云ふことはムヅかしい、さう云ふ場合に於て勾留しなかつたならば迚も證憑を得ることは出來ない、又稅務署の方の調べの樣子等に因て犯人はさう云ふ物は直ぐ湮滅して仕舞ふのです、其他犯人などの上に勢力を及ぼすといふことは是は親族が幾ら働いたところで十分には分らぬ、一番犯罪を能く知つて居るものは犯罪者であつて其外の人は能く分つて居らぬから親族と相談したところが余り香ばしい結果は生じまいと思ふ被告人が斯う云ふことをやると口が合つて來るのである。さう云ふやうな次第でございますからしてどうも證憑湮滅の勾留原因を無くして仕舞ふとか又之を制限するとか云ふことは審理を困難ならしむるのであつて寧ろ輕微ある事件の勾留を法律で制限し、一方には罰金に該る事件でも重要なるものに對しては矢張り勾留を許すといふことにするのが適當ではないかと思ひます、是等の點に付いてどうしても實務家たる諸君の御研究を煩さなければならぬことゝ思ふ。それから次に勾留されたる後無駄に勾留をして置くとか又は被告人を保護するだの規定と云ふものが缺けて居るとか云ふ非難に付きまして是も各國の立法例を見ますと勾留の期間を定めてあるものもあります。又勾留の監督の權を裁判所の權に委ねやうと云ふやうに法制を執つて居るものもある。塲地利の刑事訴訟法では證憑湮滅の塲合に於ける勾留には法定期間があつて是は通常二ヶ月を超へることは出來ないと云ふことになつて居ります、第二審裁判所の許可があれば三ヶ月迄勾留して置くことが出來るといふことになつて居ります。それから佛蘭西では勾留の期間の制限はございませぬ、只二年未滿の懲役に該るところの輕罪事件に付きましては一の制限があつて被告人が一定の住所を有し且未だ處罰を受けざるものであつたならば被告人を訊問したる後五日を經て再び之を釋放しなければならぬと云ふことになつて居る。之も期間を定めたのと同じやうなことになつて居ります、併し此規定と云ふものは余り實際には適用がないと云ふ話なんです、夫れは多の輕罪事件は刑期が二月未滿であるところの被告人は二十四時間內に治安判事又は警察裁判所へ引致されることになつて居ります、さうして治安判事は自ら其事件を自ら裁判することもあるし又自ら裁判せずして其事件を正式手續の裁判所に送る塲合もあります。此治安判事又は警察裁判官と云ふものは自ら裁判することが一番多いので千九百六年の統計に依ると三十六萬人の勾留の中に三十五萬と云ふものは治安判事等が自ら裁判したといふ統計になつて居ります、此自ら裁判をすると云ふ場合に於て直ぐ裁判が出來なくして證據を調へて行かなければならぬと云ふやうな事件に付きましては治安判事等が一回又は數回二十日以下の日數だけ事件を延期しまして其間被告人を勾留して置くことが出來るといふことになつて居ります、それから又正式裁判の裁判所に移して裁判せられる場合に於ても勾留をせられるといふことは當り前になつて居る。此中殆ど二割位と云ふものは保釋をさせることになると云ふ話である、けれども重大なる犯罪に付きましては無論釋放と云ふことは許さない、さうして勾留されたるところの被告人は巡廻裁判所又は四季開廷裁判所の次期の開廷期に於て行はれるところの審理を受ける、其時期迄は勾留されて居る、

こうして其開廷の時期に至つて審判を受けることが出來ないと云ふことになりますると被告人は保證人を立つて釋放を求めることが出來る、又釋放せられずして其次期の開廷期に至つても尙ほ審判を受けることが出來ないことになるを茲で始めて被告人を釋放して仕舞はなければならぬ、此制度に依つても時期の制限と云ふものはないことになる、斯の如くして英吉利では正式裁判の手續に付された事件の勾留は中に長くあつて時として一年以上に亘ると云ふ話であります、併しさう云ふ場合は實際の於は極く少ないので千九百六年の統計に依れば巡廻裁判所及び四季の開廷に於きまして裁判された勾留者の一割だけが百十二日以上即ち十六週間以上勾留されて居ると云ふ統計になつて居る先づ英吉利の方は斯く云ふことになつて居ます、それから獨逸の方でも現行法では勾留の時期の制限といふものはございませぬ只獨逸の改正草案に於きまして豫審中勾留が二ヶ月以上に渉る時は勾留を繼續するや否やに關するところの裁判所の裁判を必要とすると云ふ規定を設けられて居ります、此場合に豫審判事は無論勾留を二ヶ月以上に渉つて繼續する必要があるや否やに付て材料を提出するところの權利もあるし亦義務もある、けれども豫審判事一人極めではイカない、裁判所の方の決定で極めることになる、此規定と雖も勾留の時期の制限を置いた譯ではない、只此規定は現行の獨逸の未決勾留に對する監督が行政監督官廳の手にあるのをそれを裁判所の監督に移したと云ふだけのことになる、此獨逸の規定といふものは決して新しい新發明の規定では無くして既に千八百六十五年十一月二十六日の伊太利の刑事訴訟法の第二百條にも規定がある、それから又千九百五年の伊太利の刑事訴訟法の草案にも之を採用して居る、それから又それに倣つて千九百七年の一月十八日に佛國の元老院の提出されましたところの人身の自由保護に關する法案の第二百條にもさう云ふ規定がある、是等に依つて矢張り獨逸では只今の如く裁判所の監督に委ねると云ふ規定を新草案に設けたのであります。それから尙ほ萬國刑法學會などの意嚮に依りますとアシロットの議論では勾留を受けた被告人は其中

立に依つて辯護人を附すといふことを主張して居る、又被告人は其勾留に對しまして辯護人を經て裁判所の裁判を求め得ると云ふことを主張して居ります、其裁判と云ふものは輕罪裁判所で口頭辯論に依つて勾留を繼續するか否かといふことを裁判することを至當とすると云つて居ります、それから本年開いた伯林の臨時會でもリリエンタールは勾留をせられたる被告人は辯護人を以て保護せしむることが至當である、金の無い者には矢張り官選辯護人を付すると云ふことを言つて居ります、決議もさう云ふことになつて居る、又勾留に對しては被告人は申立に依つて口頭辯論を開いて之を決定して貰ふことが出來るやうにしなければならぬと云ふ決議にもなつて居る、斯う云ふ考へは矢張り獨逸の草案にも採用されて居りまして獨逸の草案では勾留の當否の審査は被告人の異議を申立てるに依つて審査する殊に其審査には口頭辯論を以てすると云ふことになつて居る、其草案の理由としては現行の獨逸の刑事訴訟法では勾留に對しては抗告を許して殊に再抗告までも出來ることになつて居る、ところが抗告といふものは書面で審理するので十分實情を盡すことが出來ないから口頭辯論を用ゐてどうしても勾留の當否を決することにしなければならぬと云つて居ります。是は異議の有つた時に口頭辯論で決するので二月以上に豫審中勾留が繼續すれば之は異議が有つても無くても裁判所は其良否の裁判をするといふことを茲に規定されて居るのであります。

右云ふやうな規定を見ますと勾留後の被告人の保護と云ふものは至れり盡せりと云ふやうな次第である、斯う云ふ意嚮に付ては餘程諸君の御研究を願はなければならぬ、斯う云ふ規定を設けましてもそれが實行が出來ないといふことになつては何の役にも立たない、一々裁判所へ異議を申立てると被告人を連れて來て口頭辯論をやる、中に煩雜な手數を要する。それから又辯護人を職權で付して被告人を保護することになると辯護人の面會も餘程殖へる、さう云ふことが實際監獄の狀態に於て今日出來るものであるかどうかと云ふことは矢張り諸君の御研究を煩さなければならぬことである、其上

始めて斯う云ふ考へが採用されるかどうかと云ふことが極つて來るのである。私はどうも能くは監獄の狀態を心得ませぬが餘程是は困難なる改正だらうと存じます。又勾留の期間を制限することは是亦實際ませぬ夫れは被告人の異議又は不服の申立に因り其他偶然の事に因りて期間を經過することがあるからです、そこで他にどうか途があつたならば斯う云ふ方法でなくやつて戴きたいと思ふ、私は勾留といふものは餘程必要を感じた時でなければ之をしないと云ふだけの考へを法律の上に現はして置くことゝ云ふことの必要はあるだらうと思ふ、其考へを現はすには勾留の執行の停止を云ふことに相成つて居るのであります、今では保釋と責付と此二つの方法が勾留の執行の停止を云ふことに相成つて居るのであります、る、今では保釋と責付と此二つの方法が勾留の執行の停止を云ふことに相成つて居るのであります、之をどう擴張するかといふと裁判官の見込に依つて被告人の確保の手段を取ることが出來るやうにな之をどう擴張するかといふと裁判官の見込に依つて被告人の確保の手段を取ることが出來るやうになる、即ち居住を制限するとか又は其他の負擔を被告人に命じて勾留の執行を一時止めると云ふこと

ふべからざる所なれども多くの場合に尚他の病的の要素を證明せざる可らず著者は彼の意見を確めんが爲め多數の統計的材料を擧げたり

(五六)プレムペル Plempel 私産者の精神狀態　初生兒殺害に付何れも其若き母親は雇女にして其職を失はんことを恐れたり又何れも其分娩秘密にせんと欲し助産婦なしに分娩せり誰も初より初生兒を殺さんと欲したるに非ずして常に分娩の際初めて初生兒を殺さんと決心せり演者は此狀態を病的與舊に非ずと考へたり

(五七)フイオロースキー Fiolowsky 法醫學上より觀たる酩酊　處刑判決の際に酩酊が減刑の理由に數へらるゝことに反對せり中酒者が犯罪したる際に酩酊に基きたる意識障礙の爲に赦されて放免なし或は精神病院に監置さるゝことも宜しからず前者にありては續て犯罪を爲すの免許狀を得たるものにして後者に在ては早晩輕快或は全治して退院させらる彼等は再發して舊き歷史を更に新に繰返す斯る人々には特別の病院を設け個人的治療及ひ誘導を施すべし總ての中酒者は常に警察の監視の下に置くべき者なり

(五八)アルフエルド Alfeld 昨年六月エルラレゲン刑法協會席上幼年者に對する刑法の改正に付演說して曰く未決期間被告人として長時にして他の諸種の犯罪人と同監房に拘置するが如きは最も惡弊を將來するものと謂ふべし

亞米利加に於ては一八九九年以來幼年者裁判官を置き而して數人の男子或は婦人を後見裁判官たらしめたり獨逸國にては之を兼任するの建議提供せられき輕刑の場合にありては幼年裁判官は單獨にて判決を下し只重罪の場合に限り陪審官、敎師、僧侶或は醫師を顧問たらしむべしとせり

尙は豫審に於て緊要なるは犯罪者の精神狀態にして精神病學者はこれが精密なる鑑定の任に當り無能力者なりせば直ちにこれを不問に付せざる可らず未決拘留中は必らず他犯罪者と分離收容すべく又公

判は關係者、後見人、敎師等に限り一般公衆に對し傍聽を許す可らずと

(五九)書籍の消毒　書籍が傳染病毒を傳播するの媒介たるは常に衛生家の注目する處にして之が消毒法に苦心しつゝあるは久しき以前よりの事實なるが近頃ダルトネル氏は衞生及傳染病學雜誌に比較的實行せられ易き「アルコホル」消毒法を揭出して其實行を奬勵せり即ち水蒸氣を離れたる「アルコホル」蒸氣を以て六十度の溫に於て書物を燻蒸すれば七「リートル」の「アルコホル」にて十時間に四千冊を消毒して病菌を纖すに足れりと云ふ但し革製表紙は數回の後脆碎性となるの恐れども布表紙の者は何等の損害なし監獄も貸本屋の如く書籍を貸與し居るにより其官本たると自品たるとを問はず時々消毒の必要ある者とす我監獄の如き病者に貸與の分は蒸氣消毒に附し居るも本消毒法の簡便なるに如かざるを以て將來實行したき者なり獨り書籍のみならず帳簿も亦た時々消毒するの必要あるべし

(六〇)日本人の癖として書籍又は帳簿を讀むに唾を指尖に付くるの習慣あり之れ危險にして結核黴毒其他唾液に病毒を混ずる疾病を有するものゝ之を唾するときは甲より乙に傳染するの恐れなきを保せず之等は大に注目すべきことなり特に監獄の如き殆んど帳簿政策を貴とし捺印を仕事とするか如き役所にありては帳簿の讀閱頻繁にして紙端汚垢に染まり黑變するを見るに非ずや宜しく前方により時々消毒すべきものなりとす

(六一)ストラスブルヒ大學の衞生學及細菌學敎授プルンス氏は魚肉は普通の烹煎的料理に由り其內部に至る迄全く無菌となし得れとも其表面は短時間にして細菌を寄生するにより尤も注意すべきものなり殊に差身鱠の如きは細菌の巢窟となれば一層注意を怠る可らず近來魚肉中毒死を見ること頻々なりとす監獄の如きは貯藏法未だ完全なることを得る能はざるにより魚肉衞生に一段注意すべきものなりとす

(六二)金澤監獄七尾分監に於て醫學專門學校敎授松原三郎氏を聘し感化院等の事に付氏が歐米各國に

於て研究見聞せられし實歷談を聽聞し大に稗益を與へられたり尙は氏は將來精神病者鑑定等の爲に七尾に赴くことあれば時間に餘裕ある限り見聞談をなすべしと云へり氏は精神病及び法醫學講座を擔任せられ繁忙なるにも關せず自ら進んで感化事業に關することのみならず司獄官吏、司法官敎育家に向つて精神病學法醫學の智識を注入せらるゝことは實に感謝に堪へざる所なり全國各地に於ても斯る事の行はれ司法官司獄官に向つて今少しく精神病學法醫學の智識を有せしめられんことを切望す之れ實に目下の急務なり

○忙中閑日月

去月典獄會議に上京中五等官以上の典獄諸氏は觀櫻の御宴に列するの光榮を荷ひ一同恐懼に堪へざりしが石井千石の兩氏は忙中一首を得たりとて示されたるまゝ左に錄す

觀櫻會賜饌　石井

新綠叢中玉歩輕　殘櫻花下拜冠纓
聖恩平等惠如海　內外臣僚荷幸榮

千石

爛熳花前迎鳳駕　暖雲深處賜瓊觥
何幸徹臣逢盛世　龍顏咫尺拜恩榮

統計

明治四十二年三月末日現在々監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較增減	前年比較增減
刑事被告人	六、八三八	三五〇	七、一八八	七、二一九	四、九八三	△一〇一	二、二〇五
受刑者	四八、六八〇	二、八九三	五一、五七三	四九、三二九	四八、六六五	二、二四四	二、九〇八
勞役場留置者	六〇五	七九	六八四	四二六	一	二五八	一
懲治人	一、〇六八	一一七	一、一八五	一、二一三	一、二八五	△一〇〇	△一〇〇
拂帶兒	二一	三四	五五	六二	六八	△七	△一三
監獄	五六、一四七	三、三三五	五九、四八二	五七、二〇三	五三、九三一	二、二七九	五、五五一
警察署留置場	一、〇六五	一三八	一、二〇三	一、一一六	一、〇七〇	八七	一三三
總計	五七、二一二	三、四七三	六〇、六八五	五八、三一九	五五、〇〇一	二、三六六	五、六八四

備考　札幌監獄ノ樺太分監及ヒ眞岡出張所ノ分報告未着ニ付前月分ヲ以テ之ヲ補塡ス

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計
清國男	八	二〇	二八
韓國同	一	八	九
英吉利同	一	二	二
佛蘭西同	一	一	一
露西亞同	一	一	一
總計同	九	三二	四一

明治四十二年三月末日現在々監人員監獄別表（△六減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	合計
關東區						
東京	一、三四	七九一	二三	一	二	二、一八七
市谷	一	一、一四八	一	一	一	一、一四八
巢鴨	一	一、八八九	一	一	一	一、八八九
橫濱	一四四	一、四〇三	四四	三〇	二	二、二三四
浦和	一〇〇	九六五	七	一	一八五	一、二六八
前橋	九〇	一、〇八九	二一	一	一	一、二〇六
千葉	二〇七	一、〇二四	九	一	二	一、二四五
水戶	一一五	八九九	一八	一	三	一、〇三六
宇都宮	一〇九	七九八	一	一	三	九一七
甲府	七一	八二二	二四	一	一	九一七
長野	一四九	一、二二四	六	三四	一	一、四二五
小菅	一	一、二六五	一	一	一	一、二六六
東海區						
靜岡	一一〇	九八七	一一	一	一	一、一一五
名古屋	二七九	一、九八三	一五	四六	一	二、三七八
安濃津	四一	六八七	二	一	一	七四四
膳所	二九	四五九	一	一	一	五〇一
岐阜	五二	六五八	二二	一	一	七四七
新潟	五七	七一一	七	一	一	七九三
北陸區						
福井	九五	三三二	一	一	二	四二九
金澤	五七	三六八	二	一	一	五二一
富山	四八	三一二	一	一	二	三六九

	宮城	福島	盛岡	秋田	山形	青森	京都	大阪	堺	奈良	和歌山	神戶	岡山	廣島	山口	鳥取	松江	德島	高松	松山	高知	長崎	熊本
東北區	二七七	一五六	四九	一〇五	一一四	一一一	一四四	一七	八二一	二九	三六	三八四	一七二	三〇五	六三	八	五六	四二	六〇	六三	八一	二五六	一六八
東北區	六五	三	一	一四	四	一二	三七	一	一〇九	八	五	五三	二〇	七二	二三	四	一九	七	五	一八	一四	四八	一〇
東北區	八二一	九一四	二六三	三九四	七五六	三九四	七四五	二、八九七	二四八	六〇五	五七四	一、七二九	一、一七〇	一、五九六	八五四	二六六	二二三	五四四	四九八	九一六	五四六	一、二八六	一、九〇七
東北區	一〇一	二二	三四	一八	二五	一	四八	一	二二	一	一	一	一	一五	三	七	一九	九	三	一二	一八	七	六
東北區	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西區	一	八二	一	一	一	一	九	一	八四	一	一	一	一	四九	一	一	三	一	一	一	一	一	一
西區	一、二六四	一、一七八	三四七	五四四	八九五	二、〇三三	九四五	二八五	五五四	六〇二	五六七	一、三七四	二、〇九〇	一、〇一〇	六八九	一、五九九	二、〇九二						
四國區																							
九州區																							

區分	大分	宮崎	鹿兒島	熊本	佐賀	長崎	福岡	山口	島根	廣島	岡山	鳥取	兵庫	大阪	和歌山	三重	愛知	岐阜	靜岡	山梨	長野	神奈川	千葉	茨城	福島	山形	秋田	岩手	宮城	青森	函館	札幌	根室	網走	釧路	十勝	監獄	留置場	計	前月ニ比シ増減（前年ニ比シ増減）
受刑者	四六	四八	七八	八九	三七	四八	七二	一五	一〇	七八	三	二六	一三	七二	一五三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
勞役場留置者	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
十八歲未滿者ニシテ懲治人ノ關ス	六	四	二	三	六四	七	九	二	一	二	一	三	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
瘖啞者ナリ	五〇一	四五七	七〇四	三三三	四六〇	一、六〇五	三一四	四四三	一、三三六	一、二四七	七三三	一、〇五三	四九、三四〇	一四五	一、〇二一	六八〇	二五八	二、二四四	二、九〇八	一、一四九	五五	七	一三	一、〇〇四	六〇四	八〇四	三九七	五六二	一、六〇七	三五六	五三〇	一、六〇〇	一、二四八	七三三	一、〇六九	五九、四八二	一、二〇三	六〇、六八五	二、三六六	五、六八四
一札幌監獄ノ樺太分監及ヒ眞岡出張所ノ分報告未著ニ付前月分ヲ以テ之ヲ補填ス	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
備考	四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一受刑者、勞役場留置者ノ欄×ハ十八歲未滿者ニシテ懲治人ノ欄×ハ瘖啞者ナリ	一	×	七	五	一	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一札幌監獄ノ樺太分監及ヒ眞岡出張所ノ分報告未著ニ付前月分ヲ以テ之ヲ補填ス	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一札幌監獄ノ樺太分監及ヒ眞岡出張所ノ分報告未著ニ付前月分ヲ以テ之ヲ補填ス	四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一札幌監獄ノ樺太分監及ヒ眞岡出張所ノ分報告未著ニ付前月分ヲ以テ之ヲ補填ス	一

諸規則	陸海軍刑法	八三	一	八三	八九	一△	六	一	六△	三
	森林法	三三一	三	三三四	二五八	一	七六	一	一二九	六一
	徵兵令	一七	一	一七	一三	一	四	一	一三	六
	郵便及ヒ電信法	六九	一	七〇	六九	一	一	一	八△	六
	諸稅法	一	一	一	一	一	一	一	一	一
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	總計	四八、六八〇	二、八九三	五一、五七三	四八、六六五	二、二四二	二、九〇八	一〇、六一八	六四〇	

備考　一本表ノ前年同月末日ノ罪名ニ付テハ偽宣上詐欺及恐喝、橫領ニ對シテハ舊刑法ノ詐欺取財及ヒ受寄財物ニ關スル罪ヲ文書、有價證券僞造印章僞造ニ對シテハ舊刑法ノ官印官文書、私印私書各僞造行使罪ヲ又殺人、嬰兒殺ニ對シテハ舊刑法ノ謀殺、故殺、罪ヲ各合算比較シ其他新舊法ノ各罪名及ヒ内容ノ相異アリテ對照シ得サルモノハ以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪ノ欄ニ算出シ以テ其增減ヲ示ス

札幌監獄樺太分監報告未着ニ付前月分ヲ以テ補塡ス

明治四十二年三月末日現在受刑者刑名表（△ハ減）

刑名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減（前月比較）	增減（前年比較）
懲役 無期懲役	九	一	一〇	六	四		
懲役 有期 十五年以上	一三一	六	一三七	一三七	三七		
懲役 有期 十五年未滿	五七九	一三	五九二	四二五	一六七		
懲役 有期 十年未滿	一、五一〇	七〇	一、五八〇	一、一九七	三八三		
懲役 有期 五年未滿	一、四三〇	九二	一、五二二	一、一八七	三三五		
懲役 有期 三年未滿	四、一六六	二四八	四、四一四	三、二五〇	一、一六四		
懲役 有期 一年未滿	三、六三三	二三五	三、八六八	二、八一五	一、〇五三		
懲役 有期 六月未滿	四、二七五	三六五	四、六四〇	三、九七〇	六七〇		

刑役	二月未滿	一二三	二三	一四六	一八〇	△	三四			
舊刑法ノ刑	計	一五、八四七	一、〇五二	一六、八九九	一三、一二四		三、七七五			
舊刑法ノ刑 重懲役	無期徒刑	一、六七四	八九	一、七六三	一、七六一	一	一			
舊刑法ノ刑 重懲役	有期徒刑	三、二八九	二九六	三、五八五	三、六一七	△	二			
舊刑法ノ刑 重懲役	重懲役	二、六〇三	四〇六	三、〇〇九	三、〇六八	△	三一			
舊刑法ノ刑 重懲役	輕懲役	三、二五〇	一八三	三、四三三	三、五一〇	△	三八			
舊刑法ノ刑 重禁錮	五年以上	二、九一六	三四	二、九五〇	二、八五三	△	九七			
舊刑法ノ刑 重禁錮	五年未滿	六、四一七	一三四	六、五五一	六、六六三	△	二一			
舊刑法ノ刑 重禁錮	三年未滿	八、七六六	二九二	九、〇五八	九、五九七	△	二一			
舊刑法ノ刑 重禁錮	一年未滿	一、九一七	一〇九	二、〇二六	二、五六八	△	五三			
舊刑法ノ刑 重禁錮	六月未滿	六六〇	四五	七〇五	八三三	△	四			
舊刑法ノ刑	計	八一	八	八九	一一〇	△	一			
刑	計	二、〇七五七	六二二	二一、三七九	七、七三五	△	一二八			
合	計	四七、四三二	二、六四九	五〇、〇八一	三四、四〇三	△	一二七			
禁錮	無期禁錮	一	一	一	一	一	一			
禁錮	有期 十五年以上	一	一	一	一	一	一			
禁錮	有期 十年未滿	一	一	一	一	一	一			
禁錮	有期 五年未滿	一	一	一	一	一	一			
禁錮	有期 三年未滿	一	一	一	一	一	一			
禁錮	有期 一年未滿	一	一	一	一	一	一			
禁錮	有期 六月未滿	六	一	六	四	一	一			
禁錮	計	六	一	六	四	一	一			

二月末滿	刑																拘留	初犯	累犯	總計	備考
	計	無期流刑	有期流刑	舊重禁獄	舊輕禁獄	舊法ノ刑 輕禁錮 三年以上	三年未滿 一年未滿	六月未滿 三月未滿	計	合計											
一	一七	一〇	一八	一	五	三	八	四	三	二二	六三	一、一八五	二四三	一	一、四二八	六四	二三	四	三	札幌監獄ノ樺太分監報告ノ分未着ニ付前月分ヲ以テ之ヲ補塡ス
一	八	一〇	一八	一	五	三	九	四	四	二四	六七	一、三八三	一八、一九三	一、〇七九	一七、二〇九	四七	三	一	一		
一	一	一					六			二	五二五	一、〇七九	一七、二〇九	一、九〇九	三三五	二、二四四					
一	一	一					五九	二六八	一〇一	四九〇	四六一	四六七	三四九	二、八九三	一五	二、九〇八					
三	一	一					一	一	一	一	三	四六一	三四九	二、八九三	一五	二、九〇八					
一	一	一					一	一	一	一	一	四六七	三四九	二、八九三	一五	二、九〇八					
一	一	一					一	一	一	一	一	四六七	三四九	二、八九三	一五	二、九〇八					

雜錄

○典獄會議の顚末

豫て報道したる典獄會議は一週日の豫定にて客月二十一日より司法省に開催せられ同日午前十時より岡部司法大臣の訓示あり續て小山監獄局長より獄務に關する訓示的詳細なる演說あり其翌二十二日小山監獄局長より新法施行後監獄事業に及したる影響に對て諸問せらる此諸問は局長より指名せられたる監獄の典獄より答申することゝなりたるが指名に依り答申したるは札幌の三池典獄、樺戶の長屋典獄、大分の關典獄、福島の和田典獄、沖繩の丹羽典獄なり尙翌二十三日も諸問を續くる筈なりしも短時日の會期間に於て觀櫻會其他餘儀なく休會することゝあり且つ協議事項も少からざる豫定なりしを以て一先つ諸問を中止し二十三日より各典獄より提出せられたる協議事項に就て協議することゝなり長屋典獄會長席に就き小山監獄局長眞木監獄事務官谷野參事官は番外席に在りて說明の任に當り凝議したるも豫定の會期間に終了するに至らず遂に三日間延期し三十日午後一時に至りて終結し茲に典獄會議を閉ぢ各退散せり、會期間常に傍聽席に在りて會議の模樣を傍聽したるは臺灣總督府の手島事務官志豆機典獄關東都督府の栗原典獄韓國法部の神野法部書記官神尾典獄及東西兩本願寺特派員等なりし會議の初日大臣及局長より訓示せられたる要領は別項に登載しあれは熟讀せらるへく其他注意せられたる事項は左の如し

注意事項

一　過般戒護の外事務の監督を補助せしむる爲めにも看守部長を置くことを得る道を開き其際右設置に付通牒せしむる所ありしを以て其主旨は諒せらるゝ所なるべしと雖右部長設置の主旨は一部の主任即ち掛長として事務を擔任すべき看守長を置くを得ざるが爲め之に代て其事務を擔任せしむる場合に限る若し主任者たる看守長の在るにも拘はらず其下に部長を置くが如きは全然其の主旨に反す依て事務部長の設置は努めて濫用の傾を生せざる樣注意するを要す

二　看守の姿勢並に言語動作は忽ち在監人の褻瀆資料となり戒護上の威嚴に影響す近時服裝及び動作に對する點檢は單に形式的に流るゝ傾なきや疑なき能はず嚴正に之を實行し姿勢動作を重んじ常に其風尙を向上せしむるの注意あるを要す

三　監獄吏員に於て在監人を護送する途中逃走せしむるの事實尠からず而かも其護送方法若くは戒護方法に缺點あるに因るものなしとせず左なきために護送の場合に於ては逃走の機會を生せしめ易し大に警戒を要す故に法規に依らざる行動は之を禁じ幼年受刑者と雖も其戒護看守には制服以外の服裝を爲さしめ或は受刑者に自衣を着用せしめ其他規定に反する方法に依らしむるが如きことは斷じて爲さゞるの注意あるを要す

四　逃走事故及び殺傷事故の續出に付ては客年會同の際特に注意を促す所ありしが其事故更に減少を見るに至らず逃走の手段は寧ろ巧妙を加ふるものあると共に一面には戒護者の怠慢不注意と認むべき事實あるを見るに至れり誠に痛歎の至りに堪へず新刑法施行後長刑期の受刑者陸續入監するに付ては一層逃走の機會を與へざる樣深く注意するを要す又逃走若くは監獄内の爭鬪等重大なる事變は可成速に詳報を要すれども逃走事實の顚末に就ては其眞相の不明なる爲め逃走者の逮捕さるゝを待て詳報するの已むを得ざるものあるに因る歟逃走當時は逃走したる旨を電信報告するのみにて其事實の詳細に至ては往々其報告を遲滯し逮捕と同時に詳報せらるゝ向あり然るに監獄の報告に先ち地方の新聞紙又は他の官衙より其事實の報道に接するの奇觀を呈すること少からず斯の如きは本省に於ける監獄事務の處理並に監督上に支障あるを以て逃走者の逮捕せらるゝと否とに拘はらず努めて迅速に詳報せらるゝの注意あるを要す

五　同一構内に於て監獄法第一條、第二條の分類拘禁を爲すに當り監獄構造の現狀にては完全に之を嚴劃すること困難なる事情あるべしと雖も苟も區劃を設けたる場合には異種類の在監者を其區劃内に出入せしめ又は互に動靜を窺はしむるか如きの扱を避くるは當然の注意に屬するに拘はらず動もすれば掃除又は物品搬出或は運動、入浴若くは接見室、書信室の往復等に際し之れが注意の周到せざる事實あるを認む自今一層嚴重に取締る所あるを要す

六　假出獄具申に付ては種々の點に注意すべきは勿論なりと雖も就中左の諸點に注意するを要す

(イ)　罪質は以て其人格を示す場合多しとす強竊盜罪の如きは偶發的の者を除くの外容易に改悛の眞相を認識し難きは事實なるが如し之を實例に徵するも假出獄取消を受くる者の多數は此種の罪質に存す罪質の上より人格を打算するは必要條件たること

(ロ)　初犯者累犯者の區別なく法定の要件を具備せる以上は假出獄の具申に妨なしと雖も累犯者若くは累犯者として罰せられざるも前科數犯の者に付ては特に愼重の調査を遂げ確實の心證を得ざる限りは可成之を避くるの注意あること

(ハ)　犯罪事實より見て加害者、被害者の同一町村若くは同一家屋内等に在るものは其感情場所の遠近等の如きを詳細に調査して記載すること

(ニ)　出獄後の職業、生活方法の計畫、父母妻子等の所在地及び生活狀態は必ず之を明記し又出獄後の引受保護者に付ては必ず精査の上兩者の續柄、生活狀態、職業、保護の方法其他參考となるべきことは詳細に記載すること

(ホ)　假出獄後帝國外旅行を願出でたる者の内には出獄後引受人となるべき者の身元其他關係事項の調査不充分なるの結果に基因するものあり引受人に關する調査並に本人の出獄後生活に關する調査は一層愼密周到なるべきこと

(ヘ)　判決謄本若くは抄本は犯罪事實の明瞭に知り得らるゝ程度のものたるを要するは勿論なるを以て第二審の謄本犯罪事實其他の關係の明確ならざるが如き場合に第一審の謄本をも添付すること

(ト)　附屬書類たる乙號行狀錄中作業に關する

思念欄には入監以來の作業上の經歷及び舊監獄則時代の給與工錢並に作業賞與金現在積算高をも記載し、賞罰欄には在監中に得たる賞與、賞遇の種類年月日並に犯則の事實、原由、懲罰の種類、處罰年月日を記載すること又乙號行狀錄は最近の一年六月分を添付し可なれども賞罰に關しては特に入監當初の分より記載すること

（チ）身上票中第六項には往々犯罪事實が內緣の異性者に關連するものあるにも拘はらず未婚子女なし等記載せるものを見る、本欄に所謂配偶者とは內緣の異性者も包含すること

同第八項は可成其出生時より入監に至る迄を一々具體的に詳細に調査して記載すること

同第九項は本人の財產、保護者の財產及び出監後賴るべき家の家族の財產をも夫々記載すること

同第十七項には往々保護者たるべき者との交際の狀況を記載せざるものあり之を詳記すること

七　典獄より假出獄者が刑法第二十九條第一項第一號乃至第三號に該ることを申報する場合には其判決謄本を添付するの注意あるを要す

八　經費豫算の處理上に就ては從來屢々指示し又は監獄局長をして通牒せしむる所ありたるも在監人費は補充費途に屬するを以て必要の場合には增額を請求して可なりとの感念を有し比較的處理上注意を缺き豫算の增額を求むる向なしとせず豫備金の支出は在監人員又は留置人の增加若くは押送等豫期し難き事由に由り增額を要求するの外は無制限に之を行ふことを得ず故に當初分任豫算を受けたるときに當り豫め計畫を立て遺算なく年度內の處辨方法を講究し其處理を誤らざるの注意あるを要す

九　使用の目的を定め增額を受けたる仕拂豫算は認可を得るにあらざれば他に流用することを得ざるは監獄會計處務規程第八條に規定する所右は豫算の目的を確實ならしむるの主旨に出たるものなり然るに是等流用の場合就中在監人費に付ては年度末に切迫し認可を申請する向あり

豫算經營上妥當を缺く嫌あり豫め計畫を立て努めて始息の處理を避くる注意あるを要す

十　監獄法第二十八條の手當金は單に一時の障礙たるに止まり永久に業務を營み難きに至らざる者には給與すべき性質のものにあらざるを以て手當金給與方を具申せらるゝ場合には其情狀を考察し規定の主旨に反せざる樣注意あるを要す

十一　監獄需用品の購入方如何は監獄經濟上至大の關係を有す今各監獄に於ける購入價格を比較するに著しき差異あり固より品質又は運搬の便否如何に職由するなるべしと雖大に講究を要す故に米麥、木綿糸、綿、羅紗地、薪炭其他作業材料等多額の經費を要する物品を購入するに當りては一層其檢査を愼重にすべきは勿論尙ほ附近の監獄及び當該物品の生產地又は集散地の監獄に於ける最近の購入價格を調査し成るべく低廉に購入するの注意あるを要す

十二　廳費に屬する用紙類の費額は比年增加に傾き經費多額に上る右は物價の騰貴に伴ひ勢已むを得ざるの現象なるべしと雖其使用方に付ては一層緊縮節約の法を講じ不用に屬せし諸帳簿の餘紙は之を再用する等の注意あるを要す

十三　炊所、浴場、湯呑所又は消毒、洗濯等に於て蒸氣汽罐を利用するは時間及手數を省略する上に極めて利益なり雖と其燃料に要する經費は蒸氣汽罐を利用せざる監獄に比して却て增嵩せるものあるを認む是れ設備上已むを得ざるものあるべきも蒸氣汽罐の設置は其効用何れに存するかを疑はしむるに至る宜しく蒸氣消費上に注意を拂ひ經費節約の主旨を徹底せしむる樣嚴密に之が取締を爲すを要す

十四　米麥、味噌、醬油、漬物、被服等の材料を生產の目的を以て一時に多數拂出し之れか生產受に至ては數月後又は翌年度に至り始めて記帳する向あり又一箇月毎に之れが精算をなすも生產受に對する生產拂にあらず即ち一口分を數回に、數口分を一回に精算せるを以て就れの分に對して精算せしものなるか判明せず殊に米麥の如き、品質に依りては損減、挽割增等に多大の差あるものなるにも拘はらず之を混同精算する向

あり是等の取扱方は物品整理上其當を得ざるを以て一層の注意を要す

十五　在監人食料表は各監房又は工場擔當者の請求に依り交付せし實數に基き計上し實給數と食料表の計上數とは一致すべき筈なるに往々食料表と實給數とは人員に於て差異あり又人員に差違なきも食量に於て差異ある向あり又菜品は現在人員に依り之を給與すべきは勿論にして其保存に堪へ難きものは最近人員に基き購入し給與すべき筈なるに往々献立表中の豫定人員に依り拂出し且給與し現在人員又は最近人員に依り增減の扱を爲さず其他献立表一人當と食料表給與一人當と差異ある向あり右は妥當を失する扱なるを以て之を改め斯る不整理に陷らざる樣監督を怠らざるの注意あるを要す

十六　作業種類の認可を申請するには監獄作業規程第一條の事項を記載し其官司業に在ては收支豫算の內譯書其受負業に在ては契約の案文を添付すべきは當然なるも其記載方簡略に失して要領を得ざるものあり或は官司業收支豫算內譯書には單に收入支出に對する高金のみを計上し如何なるものを製作し之を他に販賣せば何程の利益あるや又之を監獄にて使用せば市價に比し何程の損益あるや等に就ては其調査を缺ぐものあり又受負業契約案文は從來締結せしものを其儘襲用し規程の趣旨に適合せざるものありて往々規程改正の本旨に副はざるものあり而して是れが爲め再三往復を要する等手數勝しとせず自今改正規程の精神を領得し作業認可の申請に際しては充分精査を遂げ遺漏なきを期する樣注意あるを要す

十七　製作品の成工計算は製作命令に對し完成すると同時に之を整理すべき筈なるに往々製作品は已に注文者に交付し爾後數十日を經過し甚しきは數箇月を經過して始めて成工計算を爲し隨て其製品代若くは工錢の徵收を爲すこと能はずして徵收の遲滯を致す向あり如此は啻に不整理たるに止まらず爲めに徵收し難き場合を生ずることなしとせず故に成工計算は之を迅速に爲し且成工計算の整理を爲さゞる前に製品を注文者に交付するが如き取扱なき樣注意あるを要す

十八　工場に多數の製作品及び素品を藏置せるにも拘はらず其取締法不完全にして甚た危險なりと認むる向尠からず宜しく相當の方法を以て嚴重に取締るべき注意あるを要す

十九　官司業又は委託業の製作命令は就業者並に工場の都合を査覈し成るべく製作に着手せしむるに際して之を發するを要す而して直ちに着手すること能はざる製作命令を豫め發し置き之に要する素品を工場に堆積せしめ作業物品の不整理を釀すが如き扱は之を避くるの注意あるを要す

二十　官司業の製作品は注文に係るもの、外所謂仕入品は成るべく之を避け若し作業の都合上已を得ざる場合は世間需用の時機又は嗜好を考察し直ちに販賣し得べき物品を製作せしめ不捌の物品を堆積して不整理を來すが如きことなき樣注意すべし

二十一　隣接監獄中同種の受負作業にして其工錢に高低あり尙ほ本分監の間にして然るものあり右は土地の狀況交通の便否在監人の技能如何等により自ら差異を生ずるは免るべからざる所なるべしと雖或は甲乙比較對照の手段を盡さゞるに坐するものなきを保し難し努めて附近監獄の工錢を照合參酌し故なく差異を生せしむることなく工錢の增收方を講究するの注意あるを要す

二十二　製作品及農作物の完成品は其全部たると一部たるとを問はず可成速かに物品會計官吏へ交付するの注意を要す

二十三　受負業一日一人に對する賃金を等一科程に對する工錢に依ることゝせしは契約上雙方の便宜を圖りたる趣旨にして科程に達せざるものは其科程に對する歩合に依り人工を算定すべく又月に依り就業時間に長短あり隨て科程に差異を生ずるときは工錢も亦之に伴ひ差異あるべき筈なれども往々一定の時間を定め其一定時間に對する工錢を以て契約する向あり是れ作業規程の主旨にあらず月に依り科程に差異あるときは工錢も亦之に對する高を定め契約せざるべからず注意あるを要す

二十四　建物は其大破するに至りて之れが修繕を爲すとせば其金額の多額となるが爲め一面には豫算上許さゝる所となり又一面には建物の根本的改築を行はざれは殆んと支ふるを得ざるが如き狀態となり建物保存の要を得たる處置なりと謂ふを得ず且つ經濟上頗る不利なるを以て常に大破に及ばざる前に相當修繕を加ふるの手段を講じ一層愼密に注意するを要す

二十五　出獄人保護に關しては大に其發展を期圖し事業に關する一般の施設其他被保護者の成績、事業上の成功失敗等を可成相互に通知して其連絡を保ち保護事業にして奬勵費の交付を受けたるものに對しては典獄は時々巡視して監督を爲し其狀況は時々之を報告するの注意あるを要す

二十六　指紋押捺に關しては既に夫々注意する所ありと雖も尙は左の諸點に注意するを要す

(イ)　指紋原紙中印象の不備不鮮明なるもの勘しとせず細密なる點に渉りて犯罪人の異同を識別せんとするものなれば將來一層周到なる注意を拂ひ缺點なき印象を得ることに努むること

(ロ)　原紙の記事に於ても不備缺點多くして規定の主旨に副はざるもの多し紋狀に附隨して永く其效果を收めんとする記事なるが故に充分の注意を以て缺點なきを期すること

(ハ)　作成主任者は作成後仔細に檢査を遂げ缺點なきを認めたる後にあらされは本省に發送するの手續を爲さゝること

(ニ)　些少の毀損と雖も紋狀を害するときは其識別に困難を來すが故に其取扱殊に運送上の包裝等に付注意すること

○明年の萬國監獄會議

西曆千九百十年即ち明年華盛頓に開かるゝ萬國監獄會議に上るべき議題は過般同會委員會に於て決定せられたり其の議題は左の如し

▲第一　刑罰的法制問題

第一　刑法の原理と無定期刑罰の原則なるものとの間に合理的關係あるものと假定し

(イ)　**無定期刑は如何なる種類の犯罪者に對して之を適用すべきか換言せば如何なる種類の犯罪者に對しては之が適用を禁ずべきか**

(ロ)　斯種刑罰に最長最短の期限を附せずして之を適用するは個人の自由に危險を及ぼす恐あり如何にして個人の自由を害することなく之を適用するを得るか

無定期刑罰の原則と刑法原理の間に合理的關係なきものと假定し個人に對し定期刑を科すべきときは補助刑として事後に或種の制限を加ふることを得べきか果して可能なりとするときは奈何なる場合に如何なる方法にて之を加ふべきか

第二　外國法廷の刑事宣告を他國に於て有效ならしめ得るものなるか、之を有效ならしむるに付ての方法如何、就中累犯無能力等に關する點に付て他國に於て有效ならしむるを得る方法如何

第三　罪人等の結合徒黨する傾向を撲滅する爲め總ての加擔共謀を以て特別なる一種の罪を組成するものとして規定する必要なきか若くは少くも共謀を以て加重の情狀となすの必要なきか

第四　各國に於ける死刑の效果如何

▲第二部　獄制問題

第一　最近の感化的獄制は如何なる原理及び合理的方法を根據とすべきか、該制度の適用上年齡に由り制限を附すべきか、又は他に一種の分類法を設くべきものなりや果して然るべしとすれば如何なる分類を採用すべきか

就中青年犯罪者累犯者（十六年以上二十歲若くは三十三歲迄）は弱年の爲め其性情を變するの見込あり且體育的德育的及智育的なる特種の方法によりて之等の者の惡性を治療し得る見込あるが故に之に對して別種特待の原則を採用するを要せざるか

斯る場名に於て裁判所に特別刑を科するの權限を附與するは最も適當の事ならずや假令ば

(イ)　あらゆる改善方法を適用することを得せしむる爲め之に充分なる長期を有する刑を科するの權能を與ふること

(ロ)　條件付放免處分（假出獄）を自由に行ふを

得せしむるが如し

第二　或る國に於て採用したる條件付放免（假出獄）の制度に對して如何なる改良方法を加ふべき餘地あるか（善行表狀、善行記章、條件付放免取消の延期、監視方法等を用うるが如し）

第三　小監獄内の囚徒に對し有效にして且永續すべき一定の仕事を習得せしむるには如何なる方法を採るべきか

▲第三部　犯罪防止法問題

第一　犯罪者就中初犯者の爲め其年齡、性質、履歷等に鑑み入獄を避くる目的を以て各國が採用したる制度（假へば條件付宣告執行猶豫、試驗又は期間試驗法等）は實際犯罪に對し如何なる效果を奏したるか、以上の法制若くは同樣なる制度を擴張施行せしむることは將來希望すべきことなるや否や

第二　現時の犯罪傾向より觀察して浮浪、乞丐を防止する爲めに採用すべき防止法は如何、浮浪者、乞丐者の收容場組織に付きて如何なる規則を採用すべきか

第三　家主の入獄の爲め生ずべき家族の家計困難を輕減する爲めには如何なる方策を採るべきか、犯罪者たる家主に對する待遇方法を一層改善し之を適用する等其他如何なる良策ありや

第四　或る數國に於て酒癖犯罪者及其累犯者に對して長期（二三年）禁獄を爲す爲め特に設けたる監禁場に於ける既往十年以上の實際上の經驗は果して良好なりや否や

此の獄則に於ける特別待遇をして完全ならしむるには醫的治療に待つべき必要なきか

▲第四部　幼者及び未成年者に關する問題

第一　少年の犯罪者に對しても同じく成年者に適用すべき治罪手續に服せしむべきか、若し否とせば幼者、未成年者に適用すべき治罪手續を定むるに付ては如何なる原則を採用すべきか

第二　犯罪の徵候を有する少年の痴癡者、精神耗弱者の爲め特別收容場を設くるの要なきか

第三　大都市に於ける少年の懶惰疾、浮浪疾を防遏するには如何なる處分方法を採るべきか

第四　私生兒に關し特別に保護方法を設くるは至當なりや否や若し至當なるものとせば如何なる方法を採用すべきか

○伯林の幼年犯罪者數

伯林幼年裁判所は千九百〇八年六月一日初回の公判を開きし以來同年末に至るまでに判決を受けたる被告人の數は九百七十九人、內男七百七十七人女二百二人にして判決當時の年齡に依りて區別すれば

十二歲以上十四歲以下　男　九九人　女　一三人
十四歲以上十六歲以下　男　二〇九人　女　五三人
十六歲以上十八歲以下　男　四六人　女　一三人

右の員數を出生別にすれば

嫡出子　八九八人　私生子　七一人
父母不明　一人

又嫡出子中父母の生存關係を查ふるに

父母が別居又は離婚せるもの　三〇人
父又は母の死したるもの　一七〇人
父母共に死したるもの　一五人

なり而して之を罪名別にすれば

飮食物窃盜	三人	動物虐待	三人
橫領	一六人	脅迫	三人
詐欺取財	一六人	家宅侵入	一三人
闕歐物	三人	財物毀棄	八人
乞食	一〇人	氏名詐稱	三人
浮浪	一三人	騷擾	七人
賣淫	七人	醫察犯	一六人

傷害　三人　風俗壞亂　一人
失火　一人
竊盜　三人
營業法違反　二人
鐵道交通妨害　二人
僕婢法違反　一人

以上中の無罪又は免訴の言渡を受けたる者二五人有罪の宣告を受けたるもの七二一人にして有罪宣告中四九五人は譴責なりと云又有罪者の二〇八は假出獄を許され五六二人は後見裁判所又は其他の保護機關に移され二九四人は慈善機關殊に主として獨逸中央幼年者保護會に收容せられ其他保佐人後見人父母又は教育者に監督を命せられたりと

○谷野參事官の談片

最頃歐米の司法制度の視察を了へ歸朝後監獄局獄務課長代理として監獄事務を執掌せる谷野參事官は語らく

司法制度の中で趣味あり又將來實行して效果があるであろうと思はれるのは少年裁判所である、少年裁判所は英國にも獨逸にもあるが最も珍らしいのは米國の少年裁判所で之は未成年者の不良行爲

に就てのみ裁判する所で司法事務と行政警察事務とを兼ねて居る、日本で云へば裁判所と云ふよりも警察署と云つたようなもので裁判に關する事務ばかりでなく行政事務も扱ふので此裁判所に召喚せらるゝのは少年ばかりでなく成年の原告被告もあるが訴訟の目的とする所のものは一に少年にあるのである、彷徨徘徊流離する不良少年を警察官が認めて裁判所に同道するもあれば纔ばが子を虐待するので隣人から告發するのもある、此裁判所は米國の各州に在るが自分の見たのは桑港デンヴァー、市俄古、紐育に在るものである各州とも大抵十二三年前後に創設されたものである、それで又裁判所に召喚されるのも原被兩造のみでなく父兄もあれば土地の町村長の如きもの教育家の如きものもあつて少年の素行調も綿密で保護の方法も屆いて居る又公開も禁じて居るが、殆んど總ては裁判の結果感化院へ收容することになつて居る英獨のは米國のとは組織を異にして普通裁判所の中に主任判事が居る丈けである、此少年裁判所は日本に採用すべきや否やに就ては研究を要するが英獨式のものなれば實行するに困難でないと思ふ感化院制度も漸次完整しつゝあるのだから實行するにも一層便宜があるであろう兎に角感化院の設備を先にする必要は目前に迫つて居るのである

○本願寺の在監死者追弔會

客月二十八日午前十時より築地本願寺に於て在監死亡者追弔法會を執行する趣同寺輪番より司法省高等官並上京中の典獄諸氏に案内狀を發したるより同日岡部司法大臣は小山監獄局長正親町柏原兩秘書官を隨へ列席あり典獄一同も參集したるが定刻に至り本願寺連枝梅上尊融師以下同院衆徒着席の上慇懃なる奏樂讀經の一座法要を修し導師以下退席し會同者燒香の後式を終れり同席上に於て司法大臣の朗讀したる臨法會詞は左の如し

本日本派本願寺ノ築地別院ニ於テ在監死者追弔法會ヲ營マレタルハ奉敎慈悲ノ精神ニ出ヅルモノニシテ洵ニ感喜スル所ナリ抑モ渠等ハ一旦人生ノ常軌ヲ逸シテ終ニ獄窓不歸ノ鬼トナリ其受身ノ本分ヲ全フスルコトヲ得ザリシハ眞ニ憫然ニ堪ヘザルモノアリ今ヤ佛法供養慈恩回向ノ法德ニ浴セシメントスルノ擧アルハ亡靈ノ冥福ヲ推念シ其善果アルベキヲ信ズ而シテ之ニ遠近ノ緣故ヲ有スル追懷熱哀ノ生靈ヲ慰安スルニ於テ其功德亦甚大ナルモノト云フベシ茲ニ法會ニ臨ミ施主本願寺衆徒ノ善行ヲ讃頌シ焚香一辨ヲ以テ無限ノ同情ヲ表ス

明治四十二年四月二十八日

司法大臣子爵　岡部長職

○宇都宮監獄栃木分監の落成式

宇都宮監獄栃木分監は去る明治三十九年十月頃特種女監に指定せられ栃木群馬兩縣の女囚を集禁し專ら分類所遇の方法に依り適實の効果を擧げんとし前橋監獄及栃木監獄の女囚百數十名を之に移し職員を選擇し相當の作業を設け漸く企畫したる所を實行せんとするに際し四十年三月一日栃木町に起りたる火災の爲め類燒の厄に遭ひ此に女囚全部を宇都宮の本監に引揚ぐるに至り分類所遇の企畫に一頓挫を來したるが斯くて止むべきにもあらざれば其年十月より改築の工事に着手し爾來附近監獄より建築工事に必要なる囚徒を引受くる等工事の進行に伴ひ種々の苦心を重ねたるが幸に這般工を竣り去る九日落成式を擧るに至り主務省よりは監獄局長臨席せられたり當日は朝來分監正門前兩側に紅白牛斑の幔幕を張り球燈を吊し中央に大國旗及各國章旗を掲げ玄關には國旗を交叉し今日を晴れと飾立つれば天空晴朗徐に徽風を送り翩飜として輕く舞ふ態最と心地よく職員は受付係接待係案内係及宴會係と各部署を分ち款待至らざるなし式場は新築の同監工場を以て之に充て其前後左右に紅白の幔幕を張りたれば清楚たる式場亦頗る光彩を放てり式の順序は第一鈴來賓着席第二鈴典獄先導監獄局長縣知事並に高等官着席の後先づ典獄は落成式擧行の辭を述べ次に工事主任の工程報告來賓の祝辭、栃木町民惣代の祝辭あり最後に安松典獄の答辭ありて式を了へ來賓は各々別室に入りて茶菓の饗應を受け職員の案内にて監内を參觀したり參觀後時經て一同袂を連ねて町民の催に係る

祝賀會に臨め當日式場に列したる重なる來賓は小山監獄局長、栃木縣知事代理、宇都宮地方裁判所長、檢事正、栃木支部及區裁判所の判事、檢事稅務署長警察部長代理、郡長、農學校長、高等女學校長、警察署長、町村長、にして其他の來賓無慮三百餘名なりし因に栃木町民は此行を歡迎し大に竭す所あり式日の如き殆んど終日隊て寄付せる煙火を揚げ盛に喜悅の意を表したれば同町未曾有の盛會なりしと云左に監獄局長の朗讀せられたる式辭を掲ぐ

茲ニ宇都宮監獄栃木分監ノ落成式ニ列スルヲ得タルハ光榮トスル所ナリ惟フニ刑罰ノ目的ハ犯罪ノ防遏ニアリ即チ既ニ罪ヲ犯シタルモノヲ懲戒シテ善ニ遷ラシメ一般世人ヲ警戒シテ罪ヲ犯サヽラシムルニアリ而シテ此目的ヲ達センニハ司獄官ノ技倆ニ待ツハ論ナキ所ナレトモ監獄ノ構造設備又至大ノ關係ヲ有ス抑モ本監ハ曩キニ特種女監ニ指定セラレ栃木群馬兩縣下ノ女囚ヲ收收シ分類所遇ノ方法ニ依リ適實ノ効果ヲ得ント期シタルニ圖ラサリキ明治四十年三月災危ニ罹リ同年十月工ヲ起セシ以來苦心經營二星霜本日ヲ以テ落成式ヲ擧クルニ至レリ今親シク其實況ヲ見ルニ結構配置概ネ宜シキヲ得タリ是レ偏ニ本監在職諸子ノ勞ト栃木町民ノ助力ニ負フ所少ナカラス自今過囚上多大ノ便益ヲ得隨テ行刑ヲ適實ナラシムルコトヲ得ヘシ然レハ則チ本監設備ノ成ルト共ニ本監諸子ノ責務ハ一層重キヲ加ヘタルモノト謂フヘシ希クハ諸子奮勵努力學理ト實驗トノ應用ヲ謬タス職務ノ本能ヲ遺憾ナク發揮シ既往ニ於ケル勤勞ヲ沒却セサルノミナラス更ニ將來ニ於ケル最大ノ効果ヲ收メンコトヲ期セラルヘシ聊カ蕪辭ヲ述ヘ以テ式辭トナス

明治四十二年五月九日

司法省監獄局長　小山温

○酒田分監開廳期

山形監獄の分監として酒田町に新築中なりし監獄は敷地及建物材料は町民の寄付に係るものにて種々の事情より工事遲延せしも本月中には全部竣工すべく附屬品の備付も完整する見込なれば來月一二日頃には開廳の運に至るべしと云

○福岡縣の假出獄者取締細則取扱心得

福岡縣にては假出獄者の取締上の必要より假出獄者取締細則取扱心得なるものを制定し訓令を以て警察官署に令達したり其全文左の如し

假出獄取締細則取扱心得

第一條　假出獄人細則第五條ノ届出ヲ爲シタルトキハ其事由及旅行日數等ヲ行先地所轄警察官署ヘ通知スベシ

第二條　假出獄人細則第六條ノ申請ヲ爲ストキハ事實ヲ調査シ正當ノモノニ限リ之ヲ許可スベシ

第三條　假出獄人細則第八條第一項ノ申請ヲ爲ストキハ外國旅券下付ニ關スル取調事項ヲモ調査シ意見ヲ付スベシ

第四條　假出獄人細則第十一條第一項ノ届出ヲナシタルトキハ之ヲ調査シ本人ニ不適當ナル業務ナリト認メタルトキハ之ヲ改メシムルコトニ注意スベシ

第五條　假出獄人細則第十二條ニ依リ出頭シタルトキハ其申述ノ當否及誠實ニ生業ヲ營ミ居ルヤ否ニ注意スベシ

第六條　細則第十三條第一項ノ訓示ハ大概左記各號ニ據ルベシ

一　假出獄人ニ關スル規則ヲ遵守スルコト

二　生業ニ勉ムルコト

三　妄リニ宴飲若ハ遊興ヲ爲サヽルコト

四　交際ノ人物ニ注意スルコト

五　言行ヲ愼ミ家族親族間ノ輯睦ニ注意スルコト

六　前各號ノ外必要ト認メタル事項

第七條　細則第十三條第一項ノ命令ハ第一號樣式ニ依リタル命令書ヲ交付シ受書ヲ徵スベシ

第八條　前條命令ノ事項ハ大概左記各號ニ據ルベシ

一　時日ヲ期シ或職業ニ就カシメ又ハ住所ヲ一定セシムルコト

二　聲族親其他ニ對シ扶養ノ義務ヲ盡サシムルコト

三　不當行爲アルトキハ之ヲ停止セシムルコト

四　不正人物トノ交際ヲ爲サシメザルコト

五　前各號ノ外必要ト認メタル事項

第九條　細則第十四條ノ調査ハ第二號樣式ニ據ルベシ

第十條　細則第十五條ニ依リ監督ヲ委任スルコトノ適當ナルヤヲ認メタルトキハ假出獄人ニ對シ充分ノ監督ヲ爲シ及ヒ之ヲ感化セシムルニ足ルベキ德望アルモノヲ撰ムベシ

前項ノ場合ニ於テ出獄人保護事業ニ從事スル者ニ委任セントスルトキハ其事業ノ確否ニ就キ取調ヲ爲スベシ

第十一條　前條監督ノ委任ヲ爲ストキハ第三號樣式ニ據リタル書面ヲ交付シ受書ヲ徵スベシ

前項ノ委任ヲ爲シタルトキハ假出獄人ニ對シ其旨ヲ訓示スベシ

シ

第十二條　監督警察官署ハ假出獄人ノ監督ヲ委任シタルトキト雖ドモ其取締ニ注意スベシ

第十三條　假出獄人ノ監督ノ委任ヲ受ケタルモノニ於テ辭任ノ申出ヲ爲シタルトキ又ハ其責務ヲ盡ス能ハズト認メタルトキハ關係典獄ニ協議シ之ヲ解任スベシ

前項ノ解任ヲ爲シタルトキハ其事由及解任ノ月日ヲ關係ノ典獄ニ通報スベシ

第一項ノ解任ヲ爲ストキハ第四號樣式ノ書面ヲ交付スベシ

第十四條　細則第十六條ノ申報ハ事實ヲ詳記シタル書面ヲ以テスベシ

第十五條　假出獄人疾病又ハ正當ノ事故アリテ定期ノ出頭ヲ爲ス能ハザルトキハ其事實ヲ調査シ假出獄人名簿ニ記載シ置クベシ

第十六條　假出獄ノ期間ハ時々其住所ニ就キ本心得第六條ノ事項ヲ遵守スルヤ否ヲ視察スベシ

第十七條　假出獄人移轉又ハ旅行ヲ爲サントスルトキハ途中所要ノ日數ハ交通上ノ事情ヲ斟酌シ事實上必要ノ日數ヲ見計ヒ旅券ニ記載スベシ

第十八條　明治四十一年福岡縣訓令第七一號ノ取扱ニ就テモ本心得ヲ準用ス

第一號（用紙美濃）

第　號

命令書

假出獄人　何　某

假出獄取締細則第十三條第一項ニ依リ「何月何日迄ニ相當ノ職業ニ就ク」「實父何某ニ對シ相當ノ扶養ヲ爲ス」「又ハ何々ス」ベキコトヲ命ス

明治四十　年　月　日

何警察（分）署長

警視（部）何　某印

第二號樣式（用紙美濃）

第　號

假出獄人行狀調查書

（本籍地並ニ假出獄後ノ住居地）

府縣郡市町村大字番地

族籍　氏名　年　月　日生

罪名　傷害致死　刑名刑期　懲役六年

假出獄年月日　明治四十二年三月三十日　假出獄期滿（一年六ケ月自明治年月日至明治年月日）

本人ノ出獄以來常ニ自宅ニ謹愼シ外出スルコト稀ニシテ隣佑ニ對シテハ最モ注意抑遜シテ之ニ接シ擧動不當ノ言行ヲ爲スコトナシ從テ受刑以前ノ人常ニ跳鳴傲慢シテ之レト交際スルモノ無キ實況ナリシガ今ヤ稍ヤ世上ノ同情ヲ回復セントスルモノヽ如シ

行狀ノ良否

職業ノ種別及勉否

本人ハ從來農ヲ業トシ家族亦之ニ從事シツヽアルヲ以テ共ニ農事ニ勉勵シ且入獄中竹細工ノ作業ニ從事シ居リタルヲ以テ歸宅後モ農業ノ傍ラ之ニ依リ便利ヲ得ル少カラズ

生活ノ狀況

前項書載ノ通リ出獄以來專心農及竹細工ノ業ニ從事シ且ツ老父母妻子等五人共夫々相當ノ職業ニアルヲ以テ每日ノ收入幾何ナルヤ計上シ能ハザルモ敢テ糊口ニハ窮スルガ如キ模樣ナシ

家族ノ狀況

家族ハ老父母妻一男一女及本人ノ六名ニシテ家族ノモノ一同モノ何某ガ目下改悛ノ狀ヲ見ヒ居リ又本人モ大ニ抑遜シテ不當ノ取扱ヲナサヽルヲ以テ家庭ハ實ニ圓滿ナリ

親族トノ關係

親族ニ於テモ何某ガ意外ニ謹愼ノ實況ヲ見テ大ニ喜ビ本人亦入獄中親族ノ盡力ニ對シテモ大ニ之ヲ德トシ居ルヲ以テ是亦交際上最モ圓滑ナリ

其他參考トナルベキ事項

入獄中同房者ノ出監シタルモノ往々寄ネ來ルモノアルモ本人ハ悉ク其面會ヲモ謝絕シ交際セザルノミナラズ墨渍迄ニ對シテモ全ク關係ヲ絕チタルヲ以テ本人宅ヘハ今ヤ不良ノ徒ノ足跡ヲモ印シナシ

明治四十二年七月一日

福岡縣　何　警　察（分）署

（以下略ス）

○谷田參事官の書柬

谷田參事官渡歐の途次香港に上陸し同地より一書を寄せらる拜呈小生義當後愈頑健昨二十六日朝當香港に安着昨午後上陸一泊の上先刻歸船明早朝新嘉坡へ向け出發の筈に御座候途中上海に上陸支那外國混合の裁判所及監獄を一見致候裁判所は全然大岡式にて監獄は不紀律不健康唯だ呆るゝの外無之候其內參觀記相認め御報道可申上候何卒諸君に宜敷御傳言被下度候

四月二十七日　神奈川丸にて　谷田三郎

○神尾典獄の奇禍

韓國京城監獄の典獄神尾虎之助氏は司法省に於ける典獄會議傍聽の爲め客月二十日頃上京し日々會議席に出入しつゝありしが二十八九日頃市內四谷見付にて電車より降らんとしたるに如何なる機にや轉倒して左大腿骨に挫傷したれば來集ふ人々に助けられ麹町區番町の木澤病院に入り現に加療中なり其後の經過は極めて良好なれば切斷等の施術を行ふには至らずと主治醫は斷定せる由吾人は一日も速に快復し獄治に執掌せられんことを祈る

監獄協會記事

○監獄協會の總會

典獄諸氏上京の機を利用し本會總會を開くは從來の慣例となり居り本年も此機會に於て開催することゝなり去四月二十五日の日曜日午後一時より本會講堂に會同し總會を開けり會同者堂に滿つるや小山會長は開會する旨挨拶し次に眞木理事は庶務の報告を藤澤理事は會計報告を爲し次に會議に移り滿場同意一二事項を決了し最後に清浦子爵の挨拶等ありて閉會し終つて薩摩琵琶の餘興あり續いて數十名の來賓及二百有餘名の會員に晩餐を供し午後六時一同散會したり左に會長其他の挨拶及報告並議事の顚末を揭く

▲小山會長の挨拶

是より監獄協會の總會を開きます、時間が遲れましたからして、私は今何も申しませぬ諸般の報告を致します（拍手）

▲眞木理事の庶務報告

閣下諸君、私は今日豊野理事が主任でございますから、庶務の報告は豊野主任から致す筈でございますが、病氣で缺席を致して居りますから私は代理を致します、本年度即ち、昨年の四月から當年の三月までに、此協會が扱ひました事件の大要を御報告致します、第一に昨年總會で定りました規則は昨年の七月から實施を致すことになりまして、それに依りまして、それ〴〵職員は皆規則に規定してございます通りに囑托なり、又承諾になりまして、皆就任を致して居ります、それから協會の規模が擴張致しました、即ち韓國に地方部を設置致したので、京城外七ヶ所韓國所在地の典獄、書記官並に主事諸君に韓國地方部長並に委員の承諾を得ましたので、監獄協會の範圍が韓國まで延長致したと云ふことです、會員の數は昨年から致しますると、增加致しました昨年の三月三十一日の現在員と今日の現在員とを比較して見ると、二百三十四人を增加致しましたので、合計今日は壹萬七百十四人に成つて居ります、尙此會員增加のことに付きましては、職員の方でも注意致して居るので、現に司法官の方にも加入を申込みまして、段々增員を見ます處に成つて居りますから、追々は一層增加を見ることになりませうと存じて居ります、それから規定に依て死亡或は退職の爲に贈與金を致しました數は、本年度中に二百九人でございました、金額は會計報告の方に印刷致してありまする如くに、九百六拾壹圓贈與を致したことになつて居ります、茶話會は例に依りまして毎月開會致して居りますが、八月は例に依りまして暑中でございますから休會致しますのと、總會のときは茶話會を休みましたのと、其他或る事故に依りて休會致しましたことがございますから、昨年中は八回開會致しまして、其都度知名の士を招待致して講話を求めて居ります、其講話は其時々雜誌に登載て居りますから御覽になつたことゝ思ひます、其名士を招待して講話を求めるのは今尙は續行して居ります、昨年の十月には出獄人保護事業に關する講習會を開設致しました、是は協會の一事業と致しまして必要を認めたのでございます、各地方部にも照會を致しまして講習員の出京を促がしました處、豫想より餘程多人數になりました、蓋し時勢の必要を認められたるに因ることゝ思ひます、時運に會した適當の處置を講じた機に職員の方では感じて居ります、最初は二十五人乃至三十人位の講習員であらうと思ひました所が、七十八人の多數に上ぼりましたが、其內で本會から手當金の補助を致したのは四十八人でございます、又さう云ふ事柄に付て協會の事務も餘程增加致しましたので、昨年中取扱ひました件數は四千十件でございます、其中受件數は千六百二十九件、發數は二千三百八十一件でございました樣な譯です、以上は大體昨年中に扱ひました重もなる事項でございます、瑣々たることは省きまして茲に報告を止めます、終りにちよつと付加へて御報告致して置きたいと思ひまするのは、此雜誌の發行に對する印刷のことでございます、是は以前契約が成立して居りまして、十ケ年契約になつて居りました、本年七月は滿期になるのでございまして、滿期後は相當の方法を講じたいと思つて居ります（拍手）

▲藤澤理事の會計報告

私は例に依りまして、昨年の四月一日より本年の三月三十一日までの會計の報告を致しますのでございます、會計のことはうるさい數字になつて居りますから、一々讀みは致しませぬでございます、詰り御手許に皆差上げて置ましたから、一應御覽下されば分かることゝ思ひます、中には昨年の報告にもでございましたから、御承知の方もでございませうが、例へば一時金寄附金はどう云ふ風であらうと云ふやうな、御不審の方もあらうと思ひますが、四拾圓の一時金と云ふのは、所謂一會員として出して呉れた人が四人あるのでございます、それから七拾圓の寄附金、之は此協會を花柳病學會に一時會場を貸し渡しました謝禮でございます、其外に其七拾圓の內拾圓と云ふものは、鈴木宗兵衞君より昨年の總會の折に寄附されたのでございます、是が大體の收入に於ての會計でございますが、支出の方に於きましては、贈與金は只今庶務主任の報告致しました退職者、或は職務の爲めに負傷したもの、是等に贈つたのが九百六拾壹圓、約一年分千圓ばかりの金高になります、それから手當金は書記其他の事務員に當てた金額でございます、慰勞金俗に云ふ年末に使用人に對する手當でございます、報酬金は庶務主任の報告の如く茶話會に於て知名の士に講話を頼みましたのに謝禮をした金額でございます、それから昨年は意外の降雪がございまして、此事務所も大分痛められましたから、百三拾六圓三拾四錢と云ふ修繕費を要しました、備品費は之は戶棚を求めましたので、それから三拾圓の印刷費、之は少し多うございますが、昨年刑法施行法を印刷した代價でございます、それから贈品費、之は講話を願ひました人に依て、金で贈つては失禮であらうと云ふ人には品物を贈つた代價でございます、招待費之は敎誨師の上京の際に招待した費用でございます、送別會費は小河君が出發されたときに送別會を開いたときの補助金でございます、大體此の如き有樣でございまして、昨年は此總會に於て通常會員の會費を貳千圓減じましたのと、且つ昨年は免囚保護會で千圓餘を費して居りますが、大體を詰めて申しますれば

二千圓ばかり元金に切込んだ勘定になつて居ります、又會費の中には之にも書いてございます通りに、皆樣の御注意によつて格別の延滯もなく順當に收入が出來て居ると云ふやうになつて居ります、總體の金高は大部分は定期として三菱銀行に預けて置くと云ふやうな始末でございます、是丈のことを御報告致します（拍手）

（別紙）自明治四十一年四月　至明治四十二年三月　會計決算報告

收入ノ部

一金四萬九千四百九拾貳圓參錢七厘　總收受高

內譯

一金參萬四千四百參拾七圓七拾錢七厘　前年度繰越高
一金壹萬參千貳百八拾七圓八拾壹錢　會費
一金四拾圓也　一時金
一金千六百五拾六圓五拾貳錢　預金利子
一金七拾圓也　寄附金

支出ノ部

一金壹萬貳千七百九拾貳圓參錢壹厘　總支出高

內譯

一金八千七百參拾五圓四拾七錢六厘　雜誌發行費
一金九百六拾壹圓也　贈與金
一金五百四拾壹圓也　手當金
一金九拾八圓也　傭人料
一金七拾壹圓也　慰勞金
一金參拾四圓也　報酬金
一金六拾六圓也　速記料
一金參圓也　謄寫料
一金拾貳圓九拾五錢　事務所費
一金百參拾六圓參拾四錢　修繕費
一金參拾圓拾五錢　茶話會費
一金八拾九圓八拾八錢　備品費
一金貳拾四圓拾四錢　消耗品費
一金拾六圓貳拾錢　雜費
一金六拾五圓六拾壹錢五厘　通信費
一金四拾六圓九錢五厘　諸納稅
一金六拾六圓也　電話使用料
一金拾貳圓八拾錢　水道使用料
一金拾六圓八拾七錢　瓦斯代電燈具料
一金參拾圓貳拾八錢　印刷費
一金拾四圓五拾錢　贈品費
一金六圓六拾六錢　製本費
一金九拾參圓七拾錢　招待費
一金六拾圓六拾錢　送別會補助費
一金參百參拾六圓貳拾錢　總會費
一金千貳百貳拾參圓六拾五錢五厘　講習會費

殘金ノ部

一金參萬六千六百九拾九圓九拾貳錢六厘　總殘高

內譯

一金參萬六千圓也　定期預金

一金四百參拾貳圓七拾五錢　當座預金

一金貳百六拾七圓拾七錢六厘　現在高

資產ノ部

一金六萬四千四拾貳圓拾錢八厘　總資產高

內譯

一金參萬六千四百參拾貳圓七拾五錢　預金

一金貳百六拾七圓拾七錢六厘　現金

一金五百七拾壹圓拾七錢　未納會費

一金八千八百圓也　地所

一金壹萬五千七百拾九圓九拾八錢　家屋並附屬建物

一金千九百八拾壹圓參錢貳厘　備品

一金貳百七拾圓也　電話

以上

說明

今回ノ決算ハ明治四十一年四月ヨリ明治四十二年三月ニ至ル滿一ケ年間ナリ收入ノ前年ニ比シテ減少シタルハ通常會費ヲ減シタルニ依ル未納會費ノ前年ニ比シテ增加シタルハ二三地方ノ送金方遲レタルカ爲メナリト雖モ全三ケ月內ニハ漸次回收シ得ヘク其他ノ成績ハ頗ル良好ナリ寄附金ハ花柳病豫防學會ヨリ金六拾圓鈴木宗兵衛氏ヨリ金拾圓ノ寄贈ヲ受ケタルモノナリ即チ收入一ケ月ノ平均金額ハ千貳百五拾四圓五拾貳錢八厘支出一ケ月ノ平均金額ハ金千六拾六圓九厘ニシテ其差收入ニ於テ金百八拾八圓五拾壹錢九厘多シ即チ當座預金ハ僅ニ金四百餘圓ナルモ定期預金ニ金千八百餘圓ヲ加フルヲ得タルハ之レカ爲ナリ支出ハ前年ニ比シテ若干ヲ增加シタルハ慈善事業ニ關スル講習會ノ諸費用ト降雪ノ爲メ修繕費多額ヲ要シタルノ外其他ノ各項ニハ頗ル節約ヲ加ヘタリ尙細目ニ渉リ別ニ說明スル處アルベシ

㊟小山會長　是より會議に移るのでございますが、私より申上げて御相談を願つて置くことがある、第一には監獄官練習所のことですが、之は御承知の通り、四十二年四月十五日より八月十五日までの四ヶ月間、監獄現任看守長の內から一名又は二名を撰むで、講習せしむると云ふことに成つて居ります、現在は五十八名の生徒が居りまして日々講習を致して居ります、其科目は廣い意味に於ける監獄學、刑法、刑事訴訟法、監獄法規と云ふものは重もなる學科で、其他衛生統計等の科外に關する學科も段々敎授することになつて居ります、我々職員としては極めて有益なる企てと信じて居るのであります、それで本年は司法省の方に費用がございまして、旅費手當等は司法省から支出して居るのでございます、それを除きまして當

協會で、支拂ふべき費用が四ヶ月で貳千圓と云ふ積りなのでございます、之は有益なることゝ信じますが、當協會のみで費用を負擔することになりますると、凡そ五千圓餘かゝることゝ思ひます、現職員の考を致しましては此講習が終りましたならば、又本年度にも引續き開きたいと思ふて居ります、併し乍ら五千圓の金を支出しなければならぬことでございますからして、一應諸君の御考へを承りまして、諸君が宜いと云ふことであれば、尙ほ引續き來年度に於ても開會致したいと云ふ考です、諸君の御意見を伺ひ度い、

㊟長屋典獄　會長にちよつと伺ひますが、五千圓と云ふのは今年は協會から貳千圓御支出になつて、それから監獄局から三千圓御補助になると云ふのでございますが、それで若しも來年も繼續してやれば五千圓になるかも知れぬ、それで今年やつた三千圓と、又之に加ふるに三千圓を以てして來年は五千圓を監獄局の方の御都合に依て協會の方から補助費として寄附しなければならぬと云ふのでございますか、

㊟小山會長　本年度現に開いて居ります現監獄官練習所は、旅費手當として司法省から支出に成て居ります、來年、司法省の豫算はどうなるかも知れませぬが、それは支出することが出來るか、出來ぬか分らない、若し支出することが出來ないとすれば、監獄協會より全部五千圓出さなければならぬ、今支出してあるのと合せますれば七千圓の金になる、年々開くことにすれば五千圓づゝかゝると云ふことでございます、

㊟長屋典獄　今年監獄協會から出しました二千圓は若しも來年に至て此學校を開設して行かうと云ふときは、或は五千圓になると云ふのでございますか、

㊟小山會長　左樣です

㊟長屋典獄　御答ひ致しますが、至極此學校開設のことは會員は美擧と思ひまするし、只今會長より御述べになつた通りに贊成の意を表する譯でありますが、只今の會計主任の報告を聞きましても、困難な境涯でもございませぬから、繼續をして此學校を御開きになつても支へないことゝ思ひます

から、之は御承諾をして置て繼續あらむことを希望致します、それ丈けを御答ひ致します、

（「贊成〳〵」と呼ぶ者あり）

◎小山會長　それでは滿場御異議無いものと認めて差支ありませぬか、

（「異議無し」と呼ぶ者あり）

◎小山會長　それでは左樣決します、それから次に御相談を致すことは、本會の會員中に名譽會員と云ふのは有る筈の規則に成つて居りまして、此監獄協會の前には名譽會員と云ふものがありまして現に清浦總裁も名譽會員になられて居る樣ですが、今日取調べて見ますると甚だ明瞭を缺いて居ります、其外五六名は名譽會員になつて居る筈ですが二十二年から色々變遷を經て居りますから、もう消えて居るものと見るが相當でせう、現行規則上名譽會員の規定がございますから、更に名譽會員を推薦することが宜からう、現に名譽會員を推薦しやうと云ふ評議もありましたが、規則から言ひますれば、私共は推薦することが出來ませぬ監獄協會が推薦するのですから、矢張り監獄協會の總會に於て推薦しなければならぬ、併し是丈け多數の方々が推薦の協議をすると云ふことは中々六つかしからうと思ひますから、甚だ僭越のことでありますけれども、在京の役員に此推薦のことを御任かせになることには參りませぬでしようか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎小山會長　それではさう云ふことに決します、それからもう一つは御承知の方もございませうが、昨年の七月と覺えて居ります、總裁清浦子爵は御忙はしいと云ふことで、總裁職を辭したいと云ふ御話がございました、典獄會議の節で典獄諸君が在京中にさう云ふ御申出がございました、其事を私に御相談になりましたから、私から清浦子爵に懇請致しまして、兎に角總會を開ちた後でございましたから、次の總會まで御延べを願ひたいと云ふことに歸著を致しました、結局さう云ふことになりました所が、今度總會を開かれたに依て又辭任を御申出になりましたから、其事を御披露致します、詰り色々の會に關係されて居るから御辭任と云ふことでございます、

◎長屋典獄　私は典獄の中で年長者でございます、各司獄官を代表致しまして、只今御下問になつたとの御答ひを致します、それで只今の清浦子爵閣下が、總裁を御擔任下されまして、さうして今日に至るまで御盡力を下されましてございますが、今回辭任をすると云ことを、會長まで御通知になつた趣で、只今會長より一同に其旨を御通達に成りましたから、其旨を諒しましたが實は昨年も既に子爵閣下は甚だ多忙の身であるし、斯の如き總裁の如き職務を澤山有つて居つては、自然繁忙になつて困まるから辭し度いと云ふことは既に業にあらせられたにも拘はらず、懇請して此任を願つたのでございますから夫故に今日になつて御辭退になりまするとゝ云ふのは、實に御事情として然るべきことゝ一同は心得るものでございます、それで閣下に於ては依然として總裁の任を御擔任下されますれば協會は大に喜ぶ所でございますが、又一面には子爵閣下の御繁忙を推察しなければならぬことでありますから、此際涙を呑むで御分れを謹むで承諾をすると云ふことに御答ひ致します、就ては是迄子爵閣下が日本の監獄事業に付きましては、多大なる御功勞のあることは私が只今茲に申す迄もないことで、殊に此協會の事に付て容易ならざる御心勞を爲され、容易ならざる恩惠を蒙りて此協會の地所を始め建物其他協會の有らゆる衝に當て御周旋を下されまして、力を御盡くし下されましたのは、誠に有難い事である、其指導に依て今日あることを致した所の協會でございますから、縱令總裁の職は御辭任なりましても、閣下の御心持ちは此協會を見限つて此方の事は關係をせぬと云ふ御考へでは決して無いと云ふことは私は深く信じて疑ひませぬ、どうか先刻名譽會員の推薦のことを任かして呉れと云ふことでしたが、其名譽會員の推薦のことは御任かせ致しますが、此清浦子爵閣下を御推薦下さるやうに、一同から希望を述べて置きます、さう云ふやうに御承諾を得て貰ひたいのである、それから又子爵閣下は只今申しました通りに本協會に對する御功勞に向ては、此協會なるものは是を忘れては勿論ならぬことでありますから、聊かでも此協會から其御功勞を謝

する所の感謝の意を表したいと云ふことは、一同滿腔の精神を以て考へて居るのでございます、如何せん協會の資力と云ふものは微々たるものですから、御功勞の多大なることに比較しては、それに對する丈けの報酬は出來ませぬけれども、聊か其報酬の徽意を表するだけに、何か相當の物品を贈呈致したいと云ふのは、滿場會員の精神でございますから、其物品を撰定して御贈呈になること、尙ほ其物品を調達すると云ふ事柄は凡て會長の御手許にて御擔任を願ひまして、可然御取計をなし下されるやうに願ひたいのでございます、又規則に依り清浦子爵閣下が總裁を御辭任になれば、差當て此規則を履行しますれば此總會に於て後任の總裁を御推薦をしなければならぬ場合になつて居りますが、さり乍ら色々の都合を考へて見まするど、此際直ちに推薦をするど云ふことは、少しく事の宜しきに適はぬではないか、或は今日では場合は宜くあるまいかと云ふ嫌ひを抱いて居りますから、規則の命ずる所に從て當分の內は會長に於かれて、總裁の御代理になつて御取扱ひを願ひたいと考へます是丈を御答へを致して置ます

●小山會長　今長屋君の御發議に從て私から御相談に及ばうと思ひますが、別に御發議がなければ總裁の御辭任は長屋君は仲表して言はれましたから、是で極つたことゝ認めまして名譽會員の御推薦は在京役員に御任かせを願ひたいと申しましたのは、在京役員で推薦が出來ると云ふ意味に外ならぬ、總會に於て推薦することには何等差支ない、既往のことを調べて見ますれば、清浦子爵閣下は名譽會員である、併し前に申しました通り、それは監獄協會とならない前で消へたことゝ思ひますから更に今回監獄協會の第一の名譽會員として推薦されて宜からうと思ひますから御同意の方の起立を乞ひます、

起立者　滿場（拍手起る）

●小山會長　滿場一致と認めます、それから次に贈物に就て當職に御依托になると云ふことですが御異議ありませぬか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小山會長　私より御相談申すことは、それだけでございますが、何か外にございますならば……

●有馬典獄　ほんのちよつと申したい、段々當局の御方の御盡力に依りまして協會も色々の事業も始まり、先づ發展を見ることになりまして會員一同も御滿足のことゝ思ひます、併し乍ら今日の時勢は愈我協會の活動を促して來て居るやうなことでございますから、此上御願ひを申すのは如何と存じますけれども、併し乍ら思ひ當つたことを一言申して置きたいと云ふのは、どうか今日の練習所と云ふやうなものもございますが、夫ばかりでなく、尙ほ雜誌に付ても最う少しどうか發展の出來まするやうに御盡力になりたいと云ふことは、私共の希望でありまする、其外來年は萬國會議もあると云ふやうな矢先きでございますから、夫等に付て色々御準備のこともあるべきことでないかと存じます、夫れ是れのこともありますから、どうか雜誌の上などにも、もう少し各國の新らしき學說や、規則上のことに付て新らしいことは飜譯されて、雜誌の上で會員諸君に新しい思想を頒たるゝやうに願ひます、決算報告に依ても色々掲げられて居りますが、此內に飜譯料は見えないやうでございます、今日の場合さう云ふことを御進め下されて可成外國の事情も分かるやうな方針を取て戴きたい、それから名士の講演なども金を掛けて遣られるならば、新らしいことも會員諸君に頒たるゝであらうと思ひます、何づれ是等のことも御成算あるでありませうがもつと御働きを願ひたい、要するに今少し發展の餘地があるものでないかと云ふ考でありまする、又慰勞金の如きも問題は小さいことでありますけれども、今少しもつと慰勞金を使はれまして、役員の人が不十分なされずして思ひ切て仕事をされることに願ひたい、先刻の說明に依れば其區域は極めて少ないことゝ思ひます、之は會長閣下の御權內と思ひますが、もつと範圍を擴めて露骨に言へば大に活動するに於ては其勞も多大と思ひますし、從つて入費も少なからず要ることでせうから是等は會長閣下に於て餘り御迷惑のないやうに致して貰ひたいと云ふのは私の希望でございます、詰らぬことですけれどもちよつと……

●小山會長　先刻長屋君から發議になりました總裁の後任を控へると云ふことですが推薦しなければさう云ふ決議も要るまいと思ひます、念の爲にそれで御異議がございますまいか……

●長屋典獄　之は代表して申上げたことゝ御聞取りを願ひます

●小山會長　それでは之で議事は終りました

▲清浦子爵閣下の挨拶

閣下並に諸君、我が監獄協會は先刻眞木理事より庶務報告、並に藤澤理事より會計報告をせられました通りに、一面は事業の發達を圖り、就中近來我々の最も喜ぶ所のものは、或は教誨師とか、司獄官の練習所などを開設せられて而して監獄改良の資に供せらるゝと云ふやうな次第であります、又一面事業の發展を計りつゝ會計の方はどうかと申しますると、會計主任に於て能く會計を整理せられまして、先づ協會の基礎も確實のやうでありますし、此點に付ては協會の現狀及び將來を大に裨益する次第であります、吾が協會は三十二年の頃でありましたが、社會に於て最も監獄改良の呼聲の高び時代、監獄改良上に付て頗る活動を企望せらるゝ機運に際して監獄學會監獄協會なるものを打つて一團と致して、此協會が生まれたのでありまして、而して其後種々監獄事業に付きましては變遷沿革もありました、即ち其大なるものを擧ぐれば、地方支辨なる所の監獄費は國庫支辨となり、監獄則改正なり或は内務省所管たりし監獄事務は司法所管に移動をするとか、其他種々なる變遷沿革を經て今日に至りましたが、協會は即ち政府の主旨のある所に依り、又社會に於て監獄改良を希望する所の意思を酌みまして、而して監獄の改良に就て聊か貢獻せる所ありしは信じて疑ひませぬ、それで斯く協會が監獄事務改良に與かつて力ありしと云ふことは、全く此協會員諸君の一致の精神の活動する所と云ふことを私は深く信じて居ります、扨て今會長の報告ありました通り、此監獄事務に深く關係を有つて居る身體でありまして、即ち協會の創立以來或は會長として、昨年諸君の御推薦に依て總裁の任を辱うして居るやうでありますが、打明けて申しますれば、内閣に居たときとは、餘程閑散の身體でありさうに御覽下されるだらうと思ひまするが、所謂閑人却て多忙の方で頗る忙はしうございます、而して此各種の協會圖體の總裁とか會長とか、副會長とか、評議員とか云ふものを實は澤山餘儀なくせられて、繁雜に耐へぬやうな次第でございます、其繁雜は如何樣にも忍びませうが、實はあちらにも專らならず、こちらにも專らならず、折角御推薦下さつても十分に盡くすことが出來ませぬ、即ち曠職の譏を免れぬやうな次第でありまして、成るべく事を省きたいと云ふことが一つ、それから私はもう餘程永い間會長、總裁として繼續重任致して居りましたので、新陳代謝は天地自然の理と思ひます、一人の者が變らず任務を繼續して行くと云ふことは、即ち此天地自然の道理なる新陳代謝にも背くかのやうにも考へます、又時折人が代はりまして盡力致した方が、其事務の爲めにも最も裨益ありと深く信ずるのでございます、夫等の點からして昨年辭任と云ふことを申出でたのですが、只今會長が申されたやうなことで、其後一年間職に居りましたのですが、此一年間經過しましても私の昨年の意思は更に變らぬのでありますから、此度更に辭任の通告を致したのであります、總裁の任を辭すると云ふても前にも申した如く、私は此監獄事務と密接の關係ある身體、殊に此協會は保姆となつて諸君と共に相哺育して今日までに成長せしめたことですから、總裁を辭したからと言つて、協會を餘所にするとか忘れるとか云ふことは、情として出來得るのでないのですから、一會員として斯かる機會に於ては出席もしますし、又協會のことに付て、斯うなつたら宜からうと云ふ意見でも懷抱致しましたときには御話しをする積りであります、然るに只今私の辭任に付て名譽會員にすると云ふ御發議で滿場一致の御決議となり、私に取ては光榮に存ずる所であります、私は總裁の任は辭しましても、一箇人の會員として切つて切られぬ關係を何所までも、失はぬと云ふ存念を有して居つた所が、圖らずも名譽會員とせらるゝことで深く光榮とする所でございます、又多年盡したと云ふことに付て、紀念品を贈り謝意を表せらるゝ

と云ふことになつて居りますが、之は單に一片の御挨拶でなくして御斷りを願ひます、諸君の先刻の意思で、私の頭腦には最も懇切なる諸君の情意の存して居ると云ふことは、深く印象されて居りますから、決して物其ものを以て謝意を表し下されると云ふことは、是は私の眞心より只御挨拶でなく深く御斷りを願ひます、殊に一昨年でございましたが、協會の諸君より、私の壁畫の際見事なる屏風を贈り下されまして、之は私の生涯の紀念なるのみならず、私の家に傳へる紀念として大切に保存して居るやうなことでございますから、私に厚意を表せられたる辭丈を以て、餘り有りと思ふて居りますから夫等のことは萬々御斷りを願て置きます、それで今日茲で告別らしい辭を須いませぬで、總裁の任務は辭しましたけれども、一個の會員として專ら盡したい考へであります、名譽會員に推薦せられたことでもありますから、將來も是迄通り相變らず、相笑ひ相談する積ですから、どうか左樣に御承知を願ひます、（拍手）

地方通信

○甲府だより

竹內生

文明の進歩と共に人權の尊重せらるゝことは益厚きを加ふるものなるは喋々を要せず新刑法に於ても此注意を加へたること勿論ざるに拘らず警察留置場は何れも室内狹隘にして床は低く尚且つ不潔を極め一種不快なる臭氣は紛々として鼻を衝き一見嘔吐を催すを禁ずる能はず候從つて寢具の如きも實に汚染甚し偶々清潔の傾を呈するものなきにあらざるも大同小異物の數には入り不申候而して被告人が監獄に入る前には必ず一度は此旅亭を通過せざるべからず候其宿泊期間にも一日もあれば數日もありて此不潔なる旅亭に在る間に於て傳染性疾患殊に疥癬結核其他惡性菌の侵襲を受くるの不幸を招くこと勿論ざるべからず元來警察署の留置場は典獄に於て巡視するてふゝ相成居候事なれば典獄は巡視の都度其邊の注意はあることゝ存候に一向改良の實なきは嘆はしき限りに候故に相當の身分ある者にして警察留置場に拘留せらるゝときは怨恨と驚愕を漏すは往々耳にする所なり之を清潔ならしめ不快の感を抱かしめざる樣何とか方法を講じたく候へ共經費問題を擔ぎ出す事は六ヶ敷候仍て差當り隔月位に監獄醫或は看守長をして巡視せしめ指摘忠告を數々し彼に一任するのみならず監獄の手にても改善することに致候はゝ今日の如き不潔を見ることなかるべきかと存候へども如何のものにや警察留置場の不潔なる事は全國遠近同樣の事と存候就ては各地に於ては如何なる方法によらば之を改善すべきかに付御考案も可有之幸に御漏被下候樣希上候頓首

○熊本だより

熊本地方部

監獄法施行規則を繙かば第一に疑問となるべきは第六十八條の計算方ならん之に關し黒澤典獄は左の如き訓示を部下に與へたり解釋に惑ふ人もあらんかと之の老婆心より左に記載す

監獄法施行規則第六十八條ノ科程ノ對照及日課表ノ整理ヲ爲スニ當リテハ先ツ規則第五十八條ノ意義ヲ了解セサルヘカラス乃チ第五十八條ノ時間ハ懲役因ニ對シ服ニ勵行スヘキモノニシテ若シ私事上ノ事故ノ爲メ此ノ作業時間ヲ他ノ作業以外ノ時作ニ費消シタル者アラハ法律上免業時間ヲ餘クノ外ハ必ラス之ヲ補償セシメサルヲ得ス但教育教誨及運動ニ要スル時間ノ之ヲ作業時間ニ通算スルコトヲ得トノ明文アルヲ以テ此ノ三件ノ爲ニハ補償ヲ要セサルコト勿論ナリ而シテ其補償及通算ノ方法如何是亦研究ヲ要スヘキ問題ナリトス思フニ缺業時間ノ補償ハ當日其者ノ就業ヲ仲長スルカ又ハ計算上之ヲ償ハシムルカ二者其一ヲ擇ハサルヘカラサルヲ以テ煩雜ナル就業伸長法ヲ避ケ簡易ナル計算補償ノ方法ヲ採リタルハ最モ實際ニ適シタル方法ナリ

次ニ通算方ニ至リテハ教育教誨及運動等ノ所要時間ヲ作業時間ニ通算ノ結果ハ即チ時間ト科程トノ歩合ヲ減少スルコトナルナリ此歩減ヲ作業日課表ニ記載シ置キ月末ニ至リテ其歩減ヨリ生スル日時ト其他ノ日時ヲ積算シ之ニ等一科程ヲ乘シ月ノ日數ヲ以テ之ヲ割リ得タル處ノ數ハ是レ一日ノ科程ト稱スヘキモノニシテ計算ノ基礎タリ皆勵ノ標準タル等一科程ト必ラスシモ一致セサルハ勿論ナリ之ニ反シ缺業ニ對スル計算上ノ補償ハ即チ科程及時間ノ歩合ヲ減セスシテ當然就業スヘキ日時ニ等一科程ヲ乘シ月ノ日時ヲ以テ除シ得タル處ノ數ハ是レ體ニ計數上負擔ノ義務ヲ重カラシムル道理ナリ語ヲ換ヘテ之ヲ云ハヽ通算ハ彼等ニ損益ナク不通算ハ彼等ノ不利益ナルヲ以テ自カラ目途ノ行動ヲ愼ミ作業勉勵ノ念慮ヲ起サシムルノ傾向アルナリ

既ニ第五十八條ノ作業時間ノ通算及鉄業時間補償ノ方法理由ヲ了解セハ第六十八條ノ仕上高算出及科程ノ對照ハ自然明瞭ナルヘシト信スルモ尚ホ左ニ二三ノ例ヲ掲ケテ參考ニ資セントス

（一）一日（十時間）十個ノ等一科程ノ者一ケ月間ニ臨時教誨ノ爲メ二時三十分ヲ費シタルコト二回日曜教誨ノ爲メ半業五日間アト假定セハ二百七十時間即チ二十七日トナル之ニ等一科程ノ十個ヲ乘シ三十日ヲ以テ除シタルモノ即チ一日ノ科程九個ナリ

（一）右日時ニ於テ實際仕上ケタル數量ヲ假リニ一日十個宛ノ割合トシテ積算シ三十日ヲ以テ除シタルモノ即チ仕上高ノ平均九個ナリ

（2）一日（十時間）十個ノ等一科程ノ者一ケ月間ニ面會犯則等ノ爲メ五時間ヲ費シ病休三日日曜教誨半業五日間アリト假定セハ三百七十五時間トナル之ニ等一科程ノ十個ヲ乘シ三十日ヲ以テ除シタルモノ即チ一日科程九個ト一六ナリ

（二）右實際上ノ仕上高ヲ假リニ一日十個ノ割合トシテ積算シ三十日ヲ以テ除シタルモノ即チ仕上高平均八個ナリ

（3）以上ノ算出ハ一定ノ者ニ對シテ據シメ特別ノ科程ヲ設ケタル場合モ臨時教育教誨運動ヲ爲サシメタルトキモ其結果ハ同一ナリ

（4）小ノ月ノ半ニ入監シ十八日ヨリ就業セシモノハ（通算不通算ノ必ラスアルヘキモ爰ニハ無キモノト假定）十三日ニ等一科程ノ十個ヲ乘シ三十日ヲ以テ除シタルモノ即チ一日ノ科程ナリ

（5）免業日ハ無科程ナルヲ以テ日課表ハ空欄トシ日數ハ之ヲ加算スヘシ

叙任及辭令

任典獄任高等官八等給八級俸（岡山）看守長　山本鐵吉
富山監獄詰ヲ命ス
任看守長給九級俸（福岡）看守　井上勝之助
任監獄通譯給七級俸　高橋元吉
長崎監獄詰ヲ命ス
給五級俸（宇都宮）看守長　松井總吾
依願免本官
任看守長給九級俸（富山）看守　延原關一
給七級俸（堀川）看守長　湯川百藏
依願免本官
給四級俸（横濱）通譯　日能英三
依願免本官（長崎）看守長　戸田彌三郎
宇都宮監獄詰ヲ命ス（網井）看守長　松本岩次郎
任看守長給月俸貳拾貳圓（山形）看守長　高木貞之
任看守長給五級俸（堀川）看守　出口米吉
金澤監獄詰ヲ命ス（岡山）看守　西村吉太郎
給八級俸　鈴木門平
依願免本官（鳥島）看守長　菅井平七

◎地方部會員に告ぐ

監獄に於ける逃走縊死又は鬪事件若くは火災等は監獄の失態なりとて動もすれば報道せざる向あり、失態なりと雖も其事故の釀生せる原因又は徑路を同職社會に知らしむるは相互の參考となるを以て事の可否善惡に拘はらず事實のまゝ詳細に報道あらんことを請ふ本會亦努めて登載せんことを誓ふ

監獄協會編輯部

叙任及辭令

任看守長給十級俸（德島）看守　林　常太郎
任看守長給十級俸（德島）看守　青山喜十郎
給七級俸（京都）看守長　佐竹盛德
德島監獄詰ヲ命ス
給月俸貳拾參圓（大分）看守長　石井倭太郎
前橋監獄詰ヲ命ス
任看守長給九級俸（德島）看　守　野村要太郎
任看守長給九級俸（德島）看　守　淺沼延太郎
任看守長給十八圓（大分）看　守　馬見塚國平
任看守長給九級俸（十勝）看　守　坪井菊之助
秦真監獄詰ヲ命ス（長野）看守長　淺田安喜
依願免本官（宇都宮）看守長　降旗峯太郎
岐阜監獄詰ヲ命ス（松山）看守長　日高　哲
給四級俸（岐阜）看守長　佐藤　集
依願免本官（宇都宮）看守長　赤城一雄
宇都宮監獄栃木分監長ヲ命ス（青森）看守長　七戸大助
任看守長給月俸貳拾貳圓（大阪）看　守　水野龜次郎
青森分監長ヲ命ス（青森）看守長　田邊稻太郎
給七級俸（死亡）（神戸）看守長　堀米巳三郎
任看守長給月俸貳拾貳圓（岡山）看　守　山本蕾吉
韓國政府歷聘許可（岡山）看守長　角田竹治